

日本とドイツにおける戦後責任の諸相

—— 歴史をめぐる政治発言，歴史教育，文学的形象 ——

柳 原 初 樹

正義は民を高め，
罪は人々を墮落させる。
(ソロモンの箴言14章34節)

序)

東京都の教育委員会が都立の新設校に「新しい歴史教科書をつくる会」の歴史教科書採用を決定したというニュースがまだ記憶に生々しいあいだに，今度は同じ教育委員会の米長邦雄委員が2004年秋の園遊会の場で，天皇に直接，「日本中の学校で国旗を掲げ，国歌を斉唱させるというのが私の仕事でございます」という発言を行った。陛下は，「やはり，強制になるということでないことが望ましい」と返答されたが，米長発言の問題点は2つある。最初の問題点は，日の丸・君が代の取り扱い規定に従わない教職員を大量に懲戒処分にした東京都の教育委員である米長氏が，「国旗・国歌」の取り扱いについての陛下の発言を公共の場で引き出しかねない言動を敢行した点である。憲法で規定された象徴天皇の立場——政治への介入的発言は一切できない——を濫用して東京都の決定を権威づけようとする動機があったとすれば，それはゆゆしき問題であると言わねばならない。朝日新聞の10月30日朝刊の社説の指摘はその意味で正鵠を射ている。

米長さんの発言に対して天皇陛下があいまいな応答をすれば，そのこと自体が政治的に利用されかねない。陛下が政府見解を述べたことは，結果としてそれを防いだとも言えよう。米長さんの発言は「教育委員のお仕事，ご苦労さまです」という陛下の言葉に答えて飛び出した。国旗・国歌問題を意図的に持ち出したかどうかはわからない。もし意図的でなかったとしても，軽率だったと言わざるを得ない。

二番目の問題点は，国旗・国歌を日本人全体に強要しようとするあからさまな意図である。法制化されたとはいえ，『国旗・国歌法』は掲揚・斉唱を強要はしていない。それにもかかわらず，地方公務員法を準拠にして罰則規定を適用することは，憲法で保障された「思想および良心の自由」を侵すことにもなりかねない。地方公務員法の適用が憲法に違反していれば，処罰は無効である。東京弁護士会も2004年9月7日付けで，「『国旗・国歌実施指針』に基づく教職員処分等に関する意見」を表明したが，以下の指摘に注目したい。

この点は、生徒に対し「起立して『国歌』を歌わないと教師が処分されることになるから、起立するように」といった生徒の思想良心の自由を無視した指導がなされ始めているとも伝えられており、憂慮すべき事態となっている。

さらに、さまざまな国籍・文化・宗教をもつマイノリティの子ども達が自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰する権利を侵害することになる。

起立しないと先生が罰せられるから起立してくれと生徒に哀願の指導をさせるとは、生徒の思想良心の自由を無視し、「長いものには巻かれてくれ」と要請していることになりはしないか。「合理的」説明も、「批判的」対話もなく、心情に訴えることを是とすることによって問題の核心が隠蔽されてしまっていないか。また、日本の国旗・国歌に敬意を持たせるに止らず、生徒全員に対して起立と斉唱を強制すること自体、擬似宗教行為の強制にあたるのではなかろうか。日本国憲法20条には「何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない」とあるが、こういう形での強制には憲法への抵触という危険性も潜んでいる。つまり、こうした行政指導は、さまざまな「人種、信条、門地」を有する人々が生活する「国際都市」東京の教育理念であることに矛盾を生じさせていくことにはならないだろうか。今回の米長発言に見られるような自国民中心の価値観の形成こそが新たなナショナリズムを創造しようとする本質的意図であり、「日本国民の物語」を創出しようとする「新しい歴史教科書をつくる会」の思惑と合致するのであろう。「つくる会」の主張の矛盾や問題点については後に触れることになるが、哲学者の高橋哲哉は『戦後責任論』において彼らの歴史観を「民族浄化史観」と定義し、最大限の警戒をおこなっている。

日本版（ホロコースト）否定論者は、「自国史」——ナショナル・ヒストリー——の〈負の記憶〉からの浄化を、非日本人および「反日的日本人」という二重の他者からの「日本人」そのものの民族的浄化——観念的な——によって行なおうとしています。¹⁾ —（ホロコースト）は筆者の加筆

戦争の世紀であった20世紀後半、社会主義体制崩壊後に自由主義の勝利が賞賛され、「歴史の終焉」が語られたが、ユーゴスラビア内戦における宗教と歴史の怨念による民族浄化戦争はあらためてナショナリズムの脅威と暴力性を見せつけた。アメリカの戦後防衛網の中でアジアにおける過去の犯罪との対峙から免責されていた、日本にとっても冷戦の終結は「歴史の終焉」ではなく、それまでの冷戦構造の中で沈黙を強いられていた、アジアの被害者が60年以上前の日本が犯した「人道に対する罪」への訴えをおこす端緒となった。「つくる会」の歴史観の背景にはこうした新たな批判への排他的自己擁護が濃厚に看取できるが、このような自己擁護を生み出す背景として、吉田裕の表現を借りるなら、戦後の日本がサンフランシスコ講和条約以降取り続けてきた「ダブル・スタンダード」の姿勢を挙げたい。吉田裕は『日本人の戦争観』で「ダブル・スタンダード」について次のように述べている。

具体的にいえば、対外的には講和条約の第11条で東京裁判の判決を受諾するという形で必要最小限の戦争責任を認めることによってアメリカの同盟者としての地位を獲得する。しかし、国内においては戦争責任の問題を事実上、否定する、あるいは不問に付す、というように、対外的な姿勢と国内的な取り扱いを意識的にせよ無意識的にせよ、使い分けるような問題の処理の仕方がそれである。²⁾

高橋が「つくる会」に代表される日本のネオナショナリズムにおいて最も警戒し、批判しているのは、「アジアの他者との関係ぬきにくわれわれ日本人」を定義しようとする³⁾ことであり、吉田において強く希求されているのは、戦後一貫して日本人が「最大の犠牲者からの刺すような批判の眼差しを意識することなしに、あるいは、加害者としての自己を認識する機会をほとんど持つことなしに、経済復興とその後の高度経済成長に専念できるようになった⁴⁾」という戦後史の実態の認識である。

「つくる会」の目指す「日本人の物語」の背景には「東京裁判史観」あるいは「自虐史観」の克服が標榜されているが、他者の視点からの歴史資料や証言に基づく歴史的関連性を排除した「国民史」は物語としては認められても、歴史学に裏付けられた歴史教科書にはなりえない。「つくる会」は、「歴史を学ぶとは、今の時代の基準からみて、過去の不正や不公平を裁いたり、告発したりすることと同じではない。過去のそれぞれの時代には、それぞれの時代に特有の善悪があり、特有の幸福があった⁵⁾」と主張し、現代の視点を歴史に持ちこむことに警鐘をならしているが、批判精神の欠如したこのような歴史観に対して、イタリアの哲学者ベネディット・クロッチェの歴史観を対置させたい。クロッチェは「歴史とは、そこに描かれている時代以上にそれを描いている時代の諸問題を、より十全に指し示すものだ」と言っていたが、歴史とは常に現在というフィルターを通じて考察の対象となる宿命を言い当てており、歴史が常に新たな視点から批判・解釈されるものであることを強調している。歴史の解釈はそれぞれの時代の政治思想、パラダイムによって極めて公正に解釈される場合も、反対にエスニックに解釈される場合もある。そもそも「理解」という行為に対しては、哲学の立場からガダマーが、「われわれのいっさいの経験は、歴史的に規定された「先行理解」(Vorverständnis)を基盤にして成立する。ただし、そのつどの新たな経験のもとで、先行理解がたえず修正され、あるいは拡大されていく。」との解釈を行ったが、こうした「解釈の循環」こそが、歴史の認識にも妥当する理解のありかたであろう。「つくる会」は自らが、正当な修正主義の立場を標榜しながら、他の修正の視点を排除し、「解釈学的循環」による「認識の拡大と深化」を放棄しようとしている。⁶⁾

さらに、「日本人の物語」創生の趣旨には我々が「歴史の公的使用」というものを考えるさいには看過できない問題点も多く含まれているので、それらを以下のような視座から検証してみる。

I) 戦争責任／戦後責任 — 戦後政治と司法認識、歴史認識の相互関係

- II) 日本とドイツにおける歴史教育の現状——公的な場での歴史の使用は国民のアイデンティティーを供給する「国民の物語」だけであってよいのか——
- III) 歴史と文学の関係——自国の歴史とアイデンティティーとの連続／断絶をめぐって——
- IV) 歴史教育の課題——他者の記憶をどう伝えるのか——

本稿では全体としては「戦後責任」に関する諸問題を上記の視座を通じて、同じ敗戦国であったドイツとの対時的比較を通じて論じたく思う。ドイツとの対時的比較を行う根拠は、なによりも両国が19世紀後半のほぼ同じ時期に国民国家の成立を迎え（法制度・社会・経済・技術レベルの程度の愕然たる差はあったが）、共にその帝国主義的・ナショナリズム的拡張政策によって、近隣諸国に多大の人的損害と苦悩をもたらし、1945年の国民国家崩壊という歴史的経験を共有しているからであり、戦後責任の問題に焦点をしぼりながら、政治、教育理念、歴史教育、倫理、記憶、隣国との和解などの両国間の本質的な共通性と差異を明らかにし、それらを生じさせた両国の内在的・外在的原因を探りたい。本稿での「戦後責任」とは、東京大学の広渡清吾氏の以下の定義に依拠している。

法的なカテゴリーというより、政治的、歴史的、思想的な文脈の中で用いられるものである。大まかにいえば、戦争への直接的関わりの有無を問わず、戦争を惹き起こした国家の国民として、①戦争責任の追及はきちんと済んだのか、②戦争によって被害を被った内外の人々および国家に対して謝罪と補償は十分に行われたのか、そして③なぜ戦争が惹き起こされたのか、「再び戦争の惨禍が起こることのないように」なにをなすべきか、自らふりかえり、考え、行動する責任……⁷⁾

I) 戦争責任／戦後責任——戦後政治と司法認識、歴史認識の相互関係

日本とドイツの戦後政治における、政治、司法、歴史認識を考えていくなれば、両国に決定的に異った戦後責任の取り方を選択させるにいたった要因は、ドイツにおけるホロコーストという前代未聞の絶対悪が先ずあげられるであろう。さらには、アメリカだけではなく、フランス、イギリスという西側隣国との和解がドイツ国家の存続上、絶対不可欠であったという政治的・経済的・地勢的要因もあげられよう。また共産主義陣営との緊張関係にありながらも、1970年代のブランド政権以降が推進した独自の東方政策の模索も挙げられよう。

ヴァイツゼッカー元大統領は自叙伝のなかで「歴史を心に刻み胸中に抱えていることは、つねにドイツの現実政治の本質的な構成部分でありつづけました」と、政治家の歴史意識の必要性を述べている。⁸⁾ ヴァイツゼッカー元大統領の戦後責任をめぐる発言と行動は日本でも高く評価されているが、時として日本においては、ヴァイツゼッカーの登場によってドイツにおける「過去の克服」が戦後一貫して世論から支持され、国民全体に共有されてきたかの如き印象が生じかねないので、日本同様、「戦後責任」はドイツ人の意識の中で大きな揺らぎや拒絶をも伴ってきたことをまず指摘しておかねばならないであろう。

ドイツにおける戦争責任は、ニュールンベルク国際軍事裁判（以下IMT = International Military Tribunal）において訴追され、裁かれた。主要戦犯として24名（内1名は自殺、1名は病気による審理除外）を被告とし、1946年9月30日及び10月1日に19人が有罪、12人の死刑判決が確定した。これに引き続いて連合国の各占領地域の軍事裁判所が戦犯の訴追をさらに行い、IMTとあわせて、計5025名が有罪判決を受け、806名（実際の執行は486名）に死刑判決が宣告されたが、日独両国の占領終了後の「人道に対する罪」を犯した戦犯の訴追に関して大きく異なるところは、1949年ドイツ連邦共和国（西ドイツ）成立以降も、ドイツではドイツ司法みずからによってナチスの殺人犯罪が訴追されつづけている（現在も）という事実である。1958年には「ナチス犯罪追求センター」が設立された。1945～92年までに、旧西ドイツにおけるナチス犯罪の訴追件数は10万件を超え、6500件ほどが有罪となっている。ただし、ドイツ基本法は死刑を廃止しているため、終身刑が最高刑であるが、「謀殺罪」の時効はそれまでは20年であったものを、時効を迎える1965年5月8日を前に、時効成立を1969年に延長し、後には30年の期間に延長した。そして最終的には1979年に時効を廃止した。ドイツ刑法78条では、刑法211条「謀殺罪」および220a条「民族虐殺罪」は時効によって消滅しないことを規定している。⁹⁾ ハンブルクでは実際、州裁判所が2002年に93歳の元親衛隊将校のフリードリッヒ・エンゲルに対して、1944年5月19日イタリアのTurchino峠で59名のイタリア人捕虜の殺害の罪で懲役7年の判決をくだした。

ところで、戦後すぐにドイツ人の戦争責任と戦後責任を国際法、刑法、倫理、形而上学という統合的視点から根底的に省察したのはカール・ヤスパースであった。彼の『戦争の罪を問う：Die Schuldfrage』はドイツの戦後責任を考える上での原点的著作である。IMTに関しては、後の東京裁判のときと同様、「平和に対する罪」と「人道に対する罪」が、世論と弁護団からは、事後法として非難され、「罪刑法定主義」に反する裁判、「勝者による裁判」との鬱屈した不満がドイツでも蔓延していた。しかし、ヤスパースは、当時は成文化されていなかった「人道への罪」について、理念的にはヨーロッパにおいて法規として存在していることを力説した。

四、法律論的には次のような異論が唱えられる。いわく、「犯罪は法規を基準とするのでなければあり得ない。（中略）ことに『法律なければ刑罰なし』である。（中略）しかるにニュールンベルク裁判では戦勝国が今提唱したばかりの法規に従って、遡及的に判断が下されるのだ」と。

これに対してはこう言うことができる。いわく、「人道と人権と自然法との意味においては、また西洋の自由と民主政治との諸理念の意味においては、法規はすでに存在しているのだ。そしてこの法規に照らして犯罪を規定することができるのである」と。¹⁰⁾

ドイツ人の大半が自らを運命の「被害者」と見なし、「自己の無罪」を主張し、「世界史へ

の無関心」に日々陥っていく状況のなかで、ヤスパースは「罪の意識の深みから発した清めの道」による「虚無を前にした根源的再生」を要請し、互いに語り合うことを同胞に要請した。ヤスパースにとって、罪責の意識（＝倫理、宗教感情）と清めが政治的自由の前提にほかならなかった。

罪の意識からは、自由の生まれるためになくしてはならない連帯と責任分担の意識が生じるからである。政治的自由はどこから始まるかというならば、国民の多くが個人として自己の属する共同体の政治に対して自らもまた責めを負うのだという意識をもつことである。¹¹⁾

ところで戦後ドイツの初代連邦大統領はテオドァ・ホイスであったが、彼はこうした「虚無」、「自国の犯罪」を前にして、「忘却できることの恩恵」の「濫用」を強く戒めた。¹²⁾

ヤスパース同様、ホイスも意図的な忘却や健忘を強く批判する。ホイスは1946年3月18日、ヨハネス・R・ベツヒャーの招きで、『ドイツの将来』というタイトルで、ベルリンから全国向けの放送を行ったが、優れたホイスの伝記作者であるH・Hブリュッヒャーはこう述べている。「この演説は私にとって、戦争直後の最も印象的なドキュメントである。それは、ホイスの心を動かし駆り立てた衝撃の深さと、対決の真摯さと大いなる希望を語っている。」ここでこの演説の次の箇所注目したい。

そしてナチスがわれわれにドイツ人であることを恥じざるを得ないようにしたこと、この強制と恥辱がわれわれ自身を貶めたということ、(中略)これはわれわれが歩まねばならない厳しい自己浄化の道である。このようなことはドイツにおいて可能であったし、おそらくドイツにおいてのみ可能であったろう。なぜなら、われわれの歴史的発展の脆さが、われわれに拘束的な歴史意識を与えなかったからである。われわれは、われわれの偉大な歴史の重荷を背負っているし、これからも背負い続けるであろう。なぜなら、われわれのドイツにあっては、われわれも知っている自由の闘争の歴史は敗北の歴史であったし、依然としてそうであるからである。¹³⁾

これに続いて、ホイスが列挙するのは「ドイツにおける自由の闘争の敗北の歴史」である。農民戦争、1815年、1830年、1848年以降の革命精神の高揚、1860年の憲法闘争の敗北は、社会主義闘争における挫折にほかならなかった。そして、「ドイツ人にとっては一つのことが現代にいたるまで変わらないままに残された(ナチスがそれを利用しつくした)。すなわち、自由の空気を吸うことへの恐怖である。われわれはドイツにおいて、政党概念を越えて基本的自由主義とみなし得るようなものを経験していない。」¹⁴⁾と指摘し、ホイスは人間の自由と正義に基づく民主主義の構築行為のなかに政治家としての歴史的責務を見出していた。その際、彼が徹底的に対決せねばならなかったのは「ナチスとその恐怖支配」であると同時に、ドイツ人の「独善」、「自己憐憫」、「反民主主義思想への逆戻り」などによる「忘却の恩恵の濫用」と「目をそらすことの罪悪」であった。ホイスは語る。「外面的な権力は

失われた。道徳的な権力が新たに獲得されねばならない¹⁵⁾

ブリュッヒャーによれば、「ホイスは迫害された人びとや、被害を被った人びとに対する補償を、立法者に委ねられた物質的課題と考えたばかりでなく、その実現が国内での民主主義の安定のための、決定的な道徳的義務であると考えた。」¹⁶⁾

ホイスは、ここで自らの職務・憲法・民主主義についての理解を旧約聖書のソロモンの箴言で次のようにしめくくっている。——「正義は民を高める」箴言14章34——

このように「煉獄の火」に焼かれながらの「自己浄化」から生まれてきた戦後ドイツの「ナチスの不法に対する補償制度」には、「道徳的、倫理的基礎」という大きな特徴があると、広渡清吾は指摘し、連邦補償法の制定にかかわった連邦政府官僚のクロアックスの言葉を例証として挙げている。

ドイツ人の共同体から最も恐るべき犯罪が生み出された。礼節と名誉の感情をもつドイツ人ならば——自分にも共同の罪 (Schuld) があると感じるか、単なる共同の責任 (Verantwortung) を感じるにすぎないか、あるいは全く感じないか、いずれであったにせよ——この途方もない遺産から、自分には関係がないと逃れることはできなかった。ナチス犯罪の犠牲者を、強制や政治的機会主義からではなく、最も内奥からの確信にしたがって援助することは、礼節と法のドイツ国家の再建の仕事の一部であった。自己自身が道徳的に義務を負った存在であるという、この秘やかな感覚こそ、おそらく、ドイツの Wiedergutmachung のもっとも強い動機であった。¹⁷⁾

倫理的動機と「挫折した民主主義の歴史」の意識、換言するならばキリスト教的倫理とアングロサクソン・フランス型の民主主義への志向の結合が、アデナウアーに代表される敗戦後のドイツの指導的立場にある政治家の歴史意識を形成していたと言えよう。こうした「連邦共和国における公式の自己理解」がホイス大統領、ハイネマン大統領、ヴァイツゼッカー大統領にいたるまでコンセンサスとして継承されてきたことは、ハーバーマスも「歴史家論争」で表明しているところである。¹⁸⁾

ヴァイツゼッカー元大統領は日本で高く評価されている戦後ドイツの政治家の代表格であるが、彼はホイス以降のこのような倫理観と歴史観を集大成していると言っても差し支えないであろう。ヴァイツゼッカーは外交そのものが歴史的直視からなされねばならなかったことを明確に訴えてたが、敗戦後50周年に日本に来日したおりの彼の発言には、政治と歴史の関係がじつにリアルに語られている。

過去は、歴史であります。しかし、過去はただの歴史にすぎないのでしょうか、それとも現在でもあるのでしょうか。過去を解釈するのは歴史家の仕事で、ドイツでも日本でも歴史家たちはそのことで論争をしています。しかし、過去の解釈とは歴史家だけのものでありましようか。われわれ両国の政治家や精神的指導

者たちも参加する責任があるのではないのでしょうか。私は「ある」と確信しております。

もし、かりに、責任ある立場のドイツの政治指導者が、—— 自国の戦時中の行為を歴史的に評価しようとしなかったり、あるいはそうできないとするなら…… —— 戦争を始めたのがいったい誰であり、自国の軍隊が他国で何をしたのか、についての判断を躊躇するようなことがあるなら…… —— さっさと戦利品に手を出しておきながら、他国に対する攻撃を自衛だと解釈するようなことがあるなら…… そんなことがあると、これは現在のわれわれにとって、外交上の重大な結果をもたらすことになるでしょう。隣国から政治的・倫理的判断力に欠けるという評判をとったり、まだまだ何をするのか分からぬ危険な国だとみなされる —— ドイツがそんなことを望んだり、したりする余裕があるものでしょうか。¹⁹⁾ (傍線筆者)

ヴァイツゼッカー元大統領の明確な歴史への責任意識 —— これは「戦後責任の意識」と表現することも出来る —— は、68年の学生紛争による民主化闘争、ブランド、シュミットの東方外交を経て、80年代というドイツ国内でも世代間、政党間で戦後体制（東独の存在、オーデル・ナイセ線）の承認に関して合意が得られ、戦後の西ドイツの憲法愛国主義が定着してきたが故にこそ、幅広く国民に支持されるという経緯をたどっていたが、ここで日本における戦後責任問題に目を転ずることにする。

1951年9月8日に吉田茂が署名し、11月18日に国会で批准されたサンフランシスコ講和条約には「戦争犯罪」として下記の条項が含まれている。

第十一条【戦争犯罪】

日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている者を赦免し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基くの外、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基くの外、行使することができない。

しかしながら講和条約発効後の日本では、政権の座にあった政治家は常に歴史判断を回避してきたと敢えて申したい。その端的な例として、佐藤裕は前掲書の中で、1965年3月1日の衆院予算委員会での佐藤栄作首相と野原覺議員（社会党）の間の日韓関係の歴史に関する質疑応対を紹介している。

佐藤首相は野原覺議員（社会党）の「日韓併合は間違っておったとお考えか」との質問に対して次のように答えているのである。

しかし、こういう事柄についての最終的な結論は、いわゆる歴史家のやることだろう、かように考えますが、私、この日韓間について特に考えたいことは、今日日韓が正常な国交関係を取り戻すとすると、これは明日のため、あるいは明後日のため、将来にわたる考え方でこの日韓国国交の正常化をはかる、こういう態度であってほしいと思います。いろいろ過去については議論もあることだろうと思いますが、そういう事柄

よりも、前向きといたしますか、明日の日韓間、明後日の日韓間、将来にわたる日韓間正常化、それを考えていくべきだ。²⁰⁾

「過去は水に流して、未来に目を向けよう」という政治家の意向は、外交の場では官僚によって「未来志向」、「過去から未来へ向けての建設的対話」等の文言に書き換えられてきた。日中戦争、太平洋戦争を侵略戦争と断罪した東京裁判判決を受諾することをサンフランシスコ講和条約批准という行為を通じて国際社会に対して表明しながらも、国内政治においてはそのことを認めないという「ダブル・スタンダード」の姿勢は日中国交回復の時期においても変りない。1973年2月2日の衆議院予算委員会における共産党の不破哲三議員の質問に対して、当時の田中角栄首相は次のような答弁を行っている。

日本がかつて中国大陆に兵を出したという事実、これは歴史的な事実でございます。この問題をいまあなたが言うように、端的に侵略戦争であったかどうかということをご求められても、私がなかなかこれを言えるものじゃありません。これはやはり将来の歴史が評価するものでございまして、私たちはもう再び戦争はしないという新しい憲法を持っておるんです。²¹⁾

日本に対する優れた批判的洞察を行っているオランダのアムステルダム大学教授のカレル・ヴァン・ウォルフレンは『なぜ日本人は日本を愛せないのか』の中で、日本における政治家の歴史判断忌避について次のような判断を下している。

日本の官僚と官僚の作文を読み上げてきた歴代の首相は、後世の歴史家の判断に委ねたいというあいまいな表現で、厄介な問題から逃げてきた。このことは、過去に対する日本の公式の姿勢を如実に物語っている。要するに、「われわれは実は、歴史をもちたくない」ということなのである。それは日本の統治の徹底した官僚主義的性格と見事に符合する姿勢である。²²⁾

問題の本質は、日本には国家を歴史の全体像のなかに位置づけることのできる政治的存在がないということだ。今日の日本と戦争中の政府とはまったく別物だということを、世界に向けてはっきり表明できる仕組みがないのである。「後世の歴史家」の判断に委ねると繰り返す当局は、彼ら自身が日本の歴史と折り合いをつけられないでいるために、日本とはそもそも何なのかという最も重要な問いを避けて通りたがっているのだという印象を与える。²³⁾

日本では戦後一貫して歴史認識に対する政治家と官僚のアカウンタビリティが欠如していた。アカウンタビリティの欠如とはどのような姿勢であろうか。国立国語研究所は通常「説明責任」と訳されているこの単語に以下のような付則説明を行っている。

これからの社会で重要な概念になっていくと考えられ、「説明責任」の言い換え語だけでは概念が十分に伝わらないと思われる場合は、「説明責任（情報をいつでも開示し説明できるようにしている責任）」などと説明を付けることなどの配慮も効果的である。²⁴⁾

政治家や官僚は過去の歴史に関する情報を集め、いつでも開示し、説明する責任を負わされているのである。その意味では、政治家や官僚は、誠実に歴史学の成果をも取り入れて、公正な歴史認識を育み、それを開示、説明する責任があるはずである。しかし、戦後日本においては、政治家・官僚はそうした責任を放棄し、歴史に関しては、自分たちは関わりたくないとの本音を官僚の言葉で繰り返してきただけであった。

このような態度に変化が表れたのは、日本が教科書検定で「侵略」を「進出」と書き換えさせたとの報道によって生じた、中国・韓国からの猛烈な抗議に対する1982年の中曽根首相の予算委員会の答弁においてであった。

「そういう歴史的評価の問題は、これはいろいろな学者や歴史家が判定を下すべき問題であると思いますが、ともかく日本の行為につきましては、関係各国あるいは世界の歴史家等から侵略行為があったと、侵略戦争であったという判定をわれわれは受けておる」²⁵⁾

(中曽根首相1982年12月22日 参院予算委員会答弁)

中曽根氏は、侵略行為に関する「歴史家の判断」を受動的にはあるが、認識している点では歴史問題に始めて政治的判断を下した首相と言える。しかし、このような判断も歴史そのものを直視しようとしたものではなく、東アジアにおける摩擦回避という外交政策上の決定という性格が強い。侵略行為を自国史の一部と公式に認識し、表明するには1993年の細川内閣の誕生を待たねばならなかった。

ある国の公式の歴史理解が国内外に時として激しい議論を喚起するのは、それが自国の過去への政治的・倫理的判断を含むからである。日本は1982年の教科書問題報道、南京虐殺否定、従軍慰安婦問題、歴代首相の靖国参拝などを通じて現在も隣国や国際機関から厳しい批判にさらされている。「つくる会」に代表される人々は、日本の戦争責任を認める歴史観を「自虐史観」、あるいは「東京裁判史観」と呼び、そこからの脱却を主張する。彼らの東京裁判への批判は、この裁判が戦勝国の論理と構成員で、さらに「罪刑法定主義」に反する形で行われたことに収斂している。東京裁判に先行して行われたニュールンベルク裁判でも同様の批判と鬱憤が当時のドイツ人の間にも広まっていた。しかし今日必要とされているのは、歴史的な観点からこの裁判を再考し、その意義と限界を明らかにすることではなかろうか。歴史事実は絶対的・固定的なものではなく、新しい資料の発見、新たな証言、認識のパラダイムの変化によって修正されねばならない運命にあるからである。ただし、その修正は公正客観的な証拠、厳密な歴史学的検証を前提とするとは言うまでもないであろう。東京裁判の限界に関しては、「つくる会」を批判する立場の人々からも様々な指摘がなされている。例えば、天皇の免責、日本の植民地支配への不遑及、アメリカの原爆投下の「人道への罪」などであるが、次章においては「つくる会」の教科書における記述を検討し、教科書と

いう公的な空間における歴史の記述と国民のアイデンティティーの関係について考察したい。その対峙的対象としては、現在のドイツにおける歴史教育の現状を挙げたい。

Ⅱ) 日本とドイツにおける歴史教育の現状——公的な場での歴史の使用は国民のアイデンティティーを供給する「国民の物語」だけであっていいのか——

「つくる会」の編集方針は「日本人の物語」を作るために、歴史を修正し、再構築することにある。そのエスノセントリックな志向は彼らの教科書においてさまざまな論理破綻をおこなっている。中学生向けの歴史の教科書では、冒頭に歴史を学ぶことの注意点が次のように指摘されている。

序章 歴史への招待 歴史を学ぶとは

歴史を学ぶとは、今の時代の基準からみて、過去の不正や不公平を裁いたり、告発したりすることと同じではない。過去のそれぞれの時代には、それぞれの時代に特有の善悪があり、特有の幸福があった。

歴史を固定的に、動かないもののように考えるのをやめよう。歴史に善悪を当てはめ、現在の道徳で裁く裁判の場にすることもやめよう。歴史を自由な、とらわれない目で眺め、数多くの見方を重ねて、じっくり事実を確かめるようにしよう。

「歴史をとらわれない目で眺める」ことを吹聴しながら、この教科書は東京裁判の記述においては極めてアンバランスなものとなっている。東京裁判への批判的記述のためには、全体の73%の字句が費やされ、この裁判に対する国際法上の肯定的意見が存在することについては僅か2行だけの記述にとどめている。ましてや、その現代的な意味での功績についての具体的記述は全く無い。異なった意見を持つ他者の視点を伝えることは歴史教授法上重要な観点であるが、ここではそのような意向が全く見受けられない。今なお「罪刑法定主義」に固執するこうした批判的記述は、その後の国際法の発展にも関心を払わない狭量な立場と言わざるを得ない。この教科書における東京裁判の記述の最後には、以下のようなアメリカの占領が自虐史観成立に大きな影響を与えたとの主張が記載されているが、そこには、高橋哲哉が指摘した「民族浄化史観」が鮮明に打ち出されている。

戦争への罪悪感

GHQは、新聞、雑誌、ラジオ、映画を通して、日本の戦争がいかに不当なものであったかを宣伝した。こうした宣伝は、東京裁判とならんで、日本人の自国の戦争に対する罪悪感をつちかい、戦後日本人の歴史の見方に影響を与えた。

半世紀以上前に行われた裁判の是非をこのようにエモーショナルな形で問うことよりも、国際法のパラダイムの変遷そのものを戦後史のなかで捉え、裁判そのものの歴史的制約を明確にするほうが、学習者の歴史的視野の拡大に役立つのではないか。なぜならニュールンベルクと東京で初めて提出された「人道への罪」という訴追項目がやがては「国連人権宣言」(1948年)や「欧州人権条約」(1950年)の成立を生む要因となったからである。さらには、第二次大戦後の東京裁判とニュールンベルク裁判、近年の旧ユーゴ国際刑事裁判所とルワンダ国際刑事裁判所設置の経験などを経て、国際社会では、紛争地域における拷問や虐殺、ジェノサイドなど重大な非人道的行為を犯した個人の責任を裁くための常設裁判所である、国際刑事裁判所の設立が切望され、2003年3月11日、オランダのハーグで正式に国際刑事裁判所が発足したことも銘記しておかねばならない。ただし、60年前にニュールンベルク裁判と東京裁判を強力に推進したアメリカは海外に派兵した自国兵士が裁かれることへの危惧から国際刑事裁判所の設立条約には批准していない。日本もこの条約の前提となる関連国内法が未整備であるとして批准していない。

歴史においてなされた不正、また不正を生み出した政治システム、官僚機構、社会的環境、経済システム、教育システムなどが現在においてどれほど変化してきたかを問うことこそは歴史教科の主要目標ではなからうか。過去へのコミットはその意味で常にアクチュアルでなければならないはずだが、「つくる会」は学習者にそうした「自虐的」な見方を放棄するよう要請する。そのエスノセントリックな立場は「つくる会」の設立書においてすでに旗幟を鮮明にしていた。

私たちのつくる教科書は、世界史的視野の中で、日本国と日本人の自画像を、品格とバランスをもって活写します。私たちの先祖の活躍に心躍らせ、失敗の歴史にも目を向け、その苦楽を追体験できる、日本人の物語です。²⁶⁾

本当は今、理想や模範にする外国がもうないので、日本人は自分の足でしっかりと立たなくてはいけない時代なのだが、残念ながら戦争に敗北した傷跡がまだ癒えない。²⁷⁾

彼らの主張は「日本人の物語」の創出であり、「国民国家」のイデオロギーの継続と発展である。そのことは彼らが使用する語彙や主語の使用において顕著である。曰く「日本は・・・」、「日本人は努力して・・・」、「自分をもつこと・・・」、「民族」、「自画像」、「先祖」、「心躍らせ」、「苦楽」、「追体験」、「物語」。歴史を複合的に眺めることの重要性を強調しながらも、重点は「日本人の物語」に収斂していく。しかし、明治以降の「国民国家」の「失敗の歴史」の中で生命を奪われ、捕らわれの身となり、性的奴隷となったアジアの人々への言及は最初から視野に入っていない。「苦楽を追体験」という表現からは「日本人以外の他者へのコンパッション」が意図的に排除されている。「つくる会」の理念的基盤である「自由主義史観」を提唱する藤岡信勝教授は、「戦後半世紀にわたっておこなわれてきた近現代

史教育は、自国の歴史に対する誇りを欠き、未来を展望する知恵と勇気を与えるものではなかった」と述べているが、この主張が妥当性を欠くものであることを早稲田大学国際教育センターの岡本智周氏は『国民史の変貌——日米歴史教科書とグローバル時代のナショナリズム』において、複数の教科書の「通時的な研究視点・方法」によって論証している。岡本は、日本は「サンフランシスコ講和によって独立した国民国家に帰り咲いたのであり、それ以後、ステイトの枠内でのネイションの再生産が再始動していたのである」との事実を、1957年以降の文部省による教科書検定の実例を挙げて明示している。²⁸⁾ 具体的には、1957年4月に歴史学者家永三郎が執筆した『日本史』が検定不合格となった事件であり、この教科書の出版社である三省堂に文部省初等中等教育局長から以下のような理由が挙げられていたことを岡本は指摘している。

この原稿は、(・・・) 高等学校社会科日本史の教科書としては、下記のような欠陥が認められる。
(・・・) 第三に、過去の史実により反省を求めようとする熱意のあまり、学習活動を通じて祖先の努力を認識し、日本人の自覚を高め、民族に対する豊かな愛情を育てるという日本史の教育目標から遠ざかっている感が強い。以上の事由を勘案し、総合的にみてこの原稿は高等学校社会科日本史の教科書としては適当とは認めがたい。²⁹⁾ (傍線筆者)

検定は63年以降さらにエスカレートして、日中戦争や太平洋戦争は戦争中の呼称である「支那事変」、「大東亜戦争」への表記変更がなされる。文部省は戦後早くから「ナショナル・ヒストリーの継続」、「ステイトの枠内でのネーションの再生産」を再始動させていたのであって、90年代における「自由史観」の主張や賛同は、むしろ中国・韓国からの批判によって検定が情報公開を行うようになったことや、政府が「外圧」によって方針を変えたことに対するナショナリスティックな「自虐的」反応と解釈できよう。「つくる会」がマルクス主義的史観や東京裁判史観を「自虐史観」と批判する意図からは彼ら自身の「自虐」的「被害者意識」が看取できはしないだろうか。「ナショナリズムはナショナリズムであるかぎり、ネーション（民族、国民）の一体性、同質性、同一性を仮構し、異質な民族や他者の排除に向かう本質的傾向をもっていることも否定できないでしょう」との高橋哲哉が加藤典洋に向けて表明した批判的見解は、「つくる会」の「日本人の物語」への批判でもある。³⁰⁾ 戦後60年を迎えた21世紀にあっても、日本が近隣諸国と歴史を共有できない最大の原因は、日本国内の左派リベラルと保守右派とが歴史理解のコンセンサスを得ることができないのが最大の原因であろう。国内的に見て、靖国神社参詣問題の背後にあるのは戦犯合祀問題だけではなく、極端な左派から戦死者が「犬死」、「犯罪への協力者」と切り捨てられることへの感情的な憤りであり、戦死した「父」、「息子」、「夫」、「兄」の死者としてのレーゾン・デートル (Raison d'être) に対しては、いかなる種類のイデオロギーであれ、価値判断が持ち込まれることへの強い警戒心と拒否反応である。それは、絶対不可侵の「死者の尊厳と安静」という形であらゆる歴史解釈を否定する真空地帯となって存在し続けてきた。左翼陣営

からのネガティブな集合表象（戦死者＝帝国主義的兵士）から自分の記憶の中の父、息子、夫、兄を守ろうとする心情は理解できる。しかし、他方では、靖国における「英霊」も国家によって生み出された集合表象であり、国家には個々の戦死者をこのような集団的な形で一元化する権利はないはずである。（歴史記述と死者の関係は第3章の「歴史と文学の関係——自国の歴史とアイデンティティーとの連続／断絶をめぐる——」および「むすび」において詳細に言及したい。）ドイツにおいてもこれと極めて似通った反応は、1995年からドイツ各地を巡回した「ドイツ国防軍の犯罪展」において大規模な形で現れた。それまでの「犯罪＝ナチス・親衛隊」という解釈に対して、正規軍である国防軍の一部の戦争犯罪の証拠を展示したこの移動展には、「私の父は犯罪者ではなかった」という抗議デモが各地で頻発した。記憶の修正が、とくに肉親の記憶の修正を迫ったときにいかに強い反発を引き起こすか、この心理的メカニズムがドイツでも観察された。

次に、戦後ドイツにおける歴史教育について論ずることにしたい。日本と違って、ドイツでは基本法によって教育に関しては州に文化主権（Kulturhoheit）が規定されており、日本の文部科学省にあたる中央省庁は存在せず、教育に関する立法権限は州に与えられている。本稿ではヘッセン州の学習要領を主として取り上げるが、必要に応じて他州のものをも参照する。³¹⁾

まずは、ヘッセン州の文部省の歴史教育に関するギムナジウム用の指導要領を見よう。これは全体で12万字にもものぼるものであるが、冒頭に記載されているのは「学科の課題と目標」であり、その部分だけで6000文字以上のスペースがさかれている。

歴史科目は地理、公民科目とともに政治教育に貢献する。過去の政治・経済・社会・文化構造、出来事やプロセスと取り組むことによって歴史意識の発達が可能となる。これによって現在の社会並びに迅速に変化する世界の中で自分の立脚点を見出し、立脚点を決定し、民主的で社会的な法治国家への関与を助ける。

生徒たちに歴史的（historisch）な内容に取り組み、質疑応答を通じて、過去の出来事が現在と直接・間接的に関連しており、自分たちの生活に作用し、未来に対して意味をもっていることを洞察させること。過去の出来事をその時代において理解する努力とそれを現代の視点から判断するという課題とを区別することを習得させること。³²⁾

ここで注目したい点は、「政治教育」（politische Bildung）の意味である。これが特定のイデオロギー教育でないことは自明であるが、歴史教育の課題としての政治教育とは何を念頭においているのであろうか。ドイツ語原文は「政治的な素養の形成（＝教育）」と解釈するのが自然であろう。社会における「自らの立脚点を見出す」という行為は、自分が立脚している社会・経済・文化システムの構造や規範が何であり、どこから生じて来たかに関する歴史的な認識を通して得られるものであり、「自らの立脚点を決定する」行為は、それらの

中で自己の立脚点をどのように形成していくかという選択的判断と決断に基づく行為である。その意味で、「認識→判断→決断」という自己決定能力の涵養を広義の意味で「政治教育」と解釈することも可能となろう。ただし、その教育は民主的・社会的法治主義理念に基づく社会への関与能力の育成を念頭に置いたものである。そのことは以下のように具体化されている。

過去の生活現実との対峙によって以下のことが明瞭となる①：様々な政治的、社会的、宗教的なアイデンティティーが存在しており、それらは並存している場合もあれば、遭遇し、長い年月をかけて発展し、安定する場合もあれば、変遷することもありえるということ。②生徒たちは過去の生活現実への理解と同時にそこから一定の距離を取ることによって人格並びに政治的判断力の発達と拡大のためのサポートを得る。³³⁾

ここで述べられていることはスイスの発達心理学者ピアジェの「脱中心化」の概念の延長上で歴史教育の意義を論じたものとも解釈できよう。「認知的発展は一般に、自己中心的性格をもつ世界観の分散化を意味するのである」とハーバーマスはピアジェの「認知的発展」のもつ「分散化」の意義を評価したが、³⁴⁾ ギムナジウムにおける歴史教育においても過去、現在の他者との「相互主観的に承認される一定の状態を目指す共同の解釈過程の一部」をなす「了解行為」が志向されているのである。³⁵⁾ そしてそうした「了解行為」が民主的社会的法治国家における政治的判断能力の発達につながるとの見解がこの指導要領で表明されているが、その際「理解する」(verstehen) ことと「説明する」(erklären) が歴史的な認識獲得のための中心的範疇として極めて重要な位置をしめることが、明示されている。³⁶⁾ 本来、VERSTEHENとERKLÄRENはERKENNENと共に19世紀の歴史家ドロイゼンが歴史学の理解構造を説明するために、人文科学の歴史的方法、自然科学の方法、神学・哲学の思弁的方法にそれぞれ対応して使用した概念であったが、ここではハーバーマスの提唱した妥当性要求の範疇のなかで、「Richtigkeit」(公正)と「Wahrheit」(真理)に対応するものと解釈したい。なぜなら、ハーバーマスは生活世界のなかで合理的な行為の志向が可能になり、この志向が合理的な生活態度になるための文化的伝承がもたなければならない、形式的特色のひとつについてこう述べているからである。

文化的伝承は自己と反省的關係に立たねばならない。それは伝統に育まれてきた解釈が根本的に問われ、批判的に修正されねばならないかぎり、自らの独断性をはぎとらねばならない。こうして内的な意味連関が体系的に取り扱われ、解釈の選択も方法的に検討されうるのである。ここに第二段階の認識活動が成立する。すなわち、客観的思考、道徳的・実践的洞察および審美的感覚の領域で、仮定に方向づけられるとともに討論で洗練される学習過程が、成立するのである。³⁷⁾ (傍線筆者)

上記のハーバーマスの文章のキーワードを取り出すならば、「解釈の根本的問い直し」、「独断性の排除」、「客観的思考」、「討論行為で洗練される学習行為」などであろう。それが如何にヘッセン州の歴史学習指導要領に影響を及ぼしているかは、当該の指導要領が歴史の授業

が遵守せねばならない教授法上の原則として「ディスカッション志向」、「学習者中心志向」、「学術的な問題志向性」、「異文化理解志向」、「行動志向」を挙げていることから明らかとなってくる。³⁸⁾「ディスカッション志向」の項目ではハーバーマスのコミュニケーション用語が極めて明示的に使用されている。

今日の世界の増大する複雑性、世界的規模での矛盾や不透明性、旧来の安全の動揺と新たな認識の不確かさなどによってコミュニケーションのプロセスへの準備が要求されてきていると同時にオリエンテーションと意味確認に貢献する社会的なディスカール（の必要）が指摘される。この意味において授業も討議的（diskursiv）に形成されねばならない。すなわち、合理的（rational）ディスカールの規則が導入され、尊重され、実践される未解決の問題をめぐる議論の場である授業として。³⁹⁾（傍線筆者）

さらには、歴史そのものを「完結した事件」や「事実の寄せ集め」と見なすのではなく、「歴史とは過去に向けられた問いから構成されるもの」との認識を生徒が持つことができるようにとの指導目標が記されているが、そのなかでもとりわけ以下の項目に注目したい。

- 現在の生活世界のもつ歴史的制約に関する意識の獲得
- 自己の生活姿勢とその根底にある価値尺度や判断カテゴリーが歴史的な制約を受けていることを認識し、異なるものの体験に開かれていること
- 自己の行為の可能性と限界を認識し、自己の行動の結果にたいする責任を自覚させる
- 歴史はばらばらな事実の寄せ集めではなく、過去に向けられた問いから構成されるものだということを認識させる
- 歴史記述や歴史叙述においては、原典資料の状態やその時々執筆者の原典判断に依存した再構成のプロセスが問題となっていることを洞察させる
- 執筆者は自己自身の主観性とアイデンティティーの確定、正当化への欲求を完全には断念できていないことを把握させる
- 歴史意識は学術的研究だけではなく、メディアや、政治的関心、先行的思慮によって刻印を受けていることをはっきりとさせる
- 歴史は政治的プロパガンダの目的に利用されたり、濫用されうることを認識させる
- 自らの歴史意識を反省することができるようにさせる⁴⁰⁾

このような指針から、歴史教科は人間の共生に関する中心的な問題を授業の内容やテーマに取り入れるべきとの勧告と並んで、次のような歴史認識がうまれてくるのは必然的であろう。

このようにして歴史とはいつも開かれたところの、原則として決定づけられることのない実存的な問いをめぐる議論の決して完結せぬプロセスとして理解されることになろう。⁴¹⁾

ヘッセン州の指導要領に関しては最後に「行動志向」について紹介しておきたい。

行動能力という意味における学習成果を学校外でも責任あるかたちで用いることを授業が目指すならば、学習対象との可能な限りの自立的な対峙が考慮されねばならない。行動並びに生産志向的態度、歴史的質疑に創造的な形でかかわること、調査、その時代の証人に問うこと、地方や地域史の分野で痕跡をさぐること、歴史的状況を再演すること、追悼施設や展覧会の訪問、図書館、博物館、文書館の利用、プロジェクト作業、生徒コンクールへの参加、学習成果を展示や壁新聞、視聴覚教材に保存するなどによるプレゼンテーションなど、これらによって対象自体だけでなく同級生との議論を促す。これらのアプローチのいくつかはチームにおける共同作業の運営を要請することになり、それによって特別なあり方で社会的能力 (soziale Kompetenz) に貢献する。⁴²⁾ (傍線筆者)

次にバーデン・ビュルテンベルク州の指導要領であるが、ヘッセン州同様ここでも「歴史の授業の目的は単なる確定した歴史知識の伝達のみではなく、問題志向、歴史科目に固有な学習方法の習得と専門語彙を駆使できる能力の養成」にあるとされている。つまり、歴史授業のレーゾン・デートルは「現代」をより良く理解することであり、「現代の多元化社会における生徒への個人的なオリエンテーションの助けを提供する」ことにあるとされている。さらに自国史であるドイツ史とのかかわりに関しては、下記のような指針が示されているのに注意を喚起したい。

まさに断絶に富むドイツ史との対峙のなかで生徒たちは彼らの身元 (=アイデンティティー) の一部を把握することを学ぶとともに民主的秩序の価値を自らに対してははっきりとさせることができる。⁴³⁾

「新しい歴史教科書をつくる会」が「日本人の物語」を作成するにあたって留意したのは「日本の歴史の連続性」と「日本人のアイデンティティーの連続性」の擁護であり、彼らはこれに亀裂をもたらすものを「自虐的」として排除している。しかしながら、ドイツでどちらかというとな保守的なバーデン・ビュルテンベルク州においても「ドイツ史は断絶に富む」と認識されており、これを自分たちの「身元 (=アイデンティティー) の一部」として認識することが要請されている。逆に、その断絶の歴史から「民主主義的価値」を学ぶことの重要性が示唆されている。「ステートの内部においてネーションの再生産」を行う意図はここには微塵も見出せない。ネーションの価値に対峙して、民主主義と社会的公正に基づく法治国家の原理が置かれている。歴史家論争においてハーバーマス同様、「スターリンとポルポトを持ち出すことによるナチスの犯罪の相対化」に正面から強い批判を加えた歴史家のユルゲン・コッカは「ポストナショナルなアイデンティティー」についてこう語っている。

歴史家の任務は、たえず変化し、決して統一的でない、未来にむいて現在の種々の問題設定を背景に、過去の現実を学問的な手段でもって記述し、説明し、描きだすことである。歴史家は現在が過去に対して、可能なかぎり啓蒙された——すなわち、適切で、包括的で、共通の、そして批判的な——関係をもつよう援助することによって、重要な社会的要請を充たし、原則的、間接的な意味においてアイデンティティーの創出に寄与するのである。その際、前提になっているのは、アイデンティティーという概念が、自己に距離を

とって反省することとともに、たえず変化しつねに新たに批判を加えることをもふくんだ概念としてもちいられる、ということである。⁴⁴⁾ (傍線筆者)

振り返ってみれば、ドイツの歴史教科書記述のパラダイムは戦後大きく3度にわたって転換している。68年の学生紛争との関連で歴史学が自らを歴史的・批判的社会学と定義したことは当然歴史教授法にもそのパラダイム転換を強要した。アデナウアー体制下の保守的な歴史記述にかわって、歴史学自身が民主主義と社会正義の履行要求を国家に対して行うようになった。このパラダイム転換は70年前半にも受け継がれ、特にヘッセンやニーダーザクセン、ノルトライン・ヴェストファーレン州などの社会民主党政権下の地域ではカリキュラム改変が進んだ。その代表は『ヘッセン州社会科骨子』(Hessische Rahmenrichtlinien: Gesellschaftslehre 1972)であった。これによって歴史教授法の視点は、「歴史的に形成されてきたものや、社会的・政治的に承認を受け、国家によって指示された過去の解釈の背後を問う」ことを目標とした。これに続く転換としては、歴史教授法が「教科書の記述に論争や多様な解釈を努めて明記するようになった」ことや「必ずしも共通の解釈、一つの『客観的真実』を求めるのではなく、むしろ逆に多様な視点を意識して求めること」などが挙げられる。さらなるパラダイム転換は、冷戦終結後のEU統合の加速化と平行して「自国史」のウエイトが減少していき、「自国史」をもヨーロッパの歴史の中に統合していこうという認識があげられよう。⁴⁵⁾

このようなドイツにおける歴史学や歴史教授法の「時の要請」を受けてのパラダイム転換を概観しただけでも、日本の歴史教育が一貫して「ナショナル・アイデンティティー」の形成に固守してきたことが対比的にクローズアップされてこよう。日本の文部科学省の歴史分野の学習指導要領は中学・高校合わせて17,569語の量であるが、歴史教科の目標に関しては極めて簡潔な記載がなされているにすぎない。

高等学校

第1 世界史A

1 目 標

近現代史を中心とする世界の歴史を、我が国の歴史と関連付けながら理解させ、人類の課題を多角的に考察させることによって、歴史的思考力を培い、国際社会に主体的に生きる日本人としての自覚と資質を養う。

第3 日本史A

1 目 標

近現代史を中心とする我が国の歴史の展開を、世界史的視野に立ち我が国を取り巻く国際環境などに関連付けて考察させることによって、歴史的思考力を培い、国民としての自覚と国際社会に主体的に生きる日本人としての資質を養う。

中学校

〔歴史的分野〕 1 目 標

(1) 歴史的事象に対する関心を高め、我が国の歴史の大きな流れと各時代の特色を世界の歴史を背景に理解させ、それを通して我が国の文化と伝統の特色を広い視野に立って考えさせるとともに、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる。

(2) 国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を、その時代や地域との関連において理解させ、尊重する態度を育てる。

カ 昭和初期から第二次世界大戦の終結までの我が国の政治・外交の動き、中国などアジア諸国との関係、欧米諸国の動きに着目させて、経済の混乱と社会問題の発生、軍部の台頭から戦争までの経過を理解させるとともに、戦時下の国民の生活に着目させる。また、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる。 (上記傍線は全て筆者)⁴⁶⁾

「国民」、「我が国」、「国民としての自覚」、「国民の生活」、「尊重する態度」とここまで列挙されると、「労働者」、「労働者としての自覚」、「階級闘争」、「共産主義の英雄を尊重する態度」などのマルクス主義の諸タームと思考回路的には極めて似通っていることが判明してくる。国民意識の連続性と国家・国土への帰属意識の継続の指針は、極めてイデオロギー的であるとも解することができる。

これに対して筆者が手にしている現在のドイツのギムナジウムの高学年の教科書の冒頭には「歴史とは何であり、何のために学ぶのか」という章が設けられているが、そこには時代も見解も異なる次のような歴史家・哲学者・作家の論文やエッセーが並列して並べられている。

- 歴史家 ミヒャエル・シュトゥルマー (1938～) 『カッセルのフリードリッヒギムナジウムの学生組合での講演1984年』
- 歴史家 ユルゲン・コッカ (1941～) 『啓蒙としての歴史かアイデンティティー供給としての歴史か』1986年新聞での論争寄稿記事
- フリードリッヒ・フォン・シラー (1759～1805) イエーナ大学歴史学教授就任講演『歴史を学ぶとは何を意味するのかまた何のためであるか』
- 哲学者 フリードリッヒ・ニーチェ (1844～1900) 『生に対する歴史の功罪』1873/74
- 作家 ジークフリート・レント (1926～) 『Geschichteを語る — Geschichtenを語る』1986
- エジプト学者 ヤン・アスマン (1938～) 『想起する文化に寄せて』1992
- 歴史家 ディートリッヒ・クルツェ (1928～) 『ベルリン成立750周年に寄せて 祝典の歴史的基盤について』
- ドイツ交通組合とドイツ連邦鉄道の記事 (歴史的彫像への排ガスの被害に関するコラージュ ここではコラージュ全体の紹介は割愛する)⁴⁷⁾

過去250年間のドイツ人の歴史家や思想家の歴史に関する言説の習得を通じて、生徒には「歴史に関する言説」や「その成立」、「言説の中心概念」の説明が求められ、「個人、社会、国家に対する歴史の役割」についてこれらの言説が何を強調しているか、それに関するディスカッションという課題が与えられる。ドイツの歴史教育が目指しているものがここからも明瞭に理解できよう。つまり複眼的な「歴史的思考」、「歴史テキストの理解」、「歴史と現在の社会との関連の洞察」、「ディスカッション志向」にはほかならない。確かにドイツの歴史教育では東洋史は皆目教わらない。その点では日本の世界史の授業の方がはるかに包括的である。日本の歴史教育にはしかしながら、「ディスカッション志向」という契機は全くない。そのことは、歴史教育が社会への積極的な参画のための思考能力、討議能力、討議ルール尊重の基盤形成として考慮すらされていないことと言えよう。ドイツの歴史教育においては、ナショナルなアイデンティティー意識の継続に主眼は全く置かれていない。しかしながら、世界史のなかで生まれてきた基本的人権などの諸価値、民主主義などの思考・生活原理など、さまざまな歴史意識と学習者を対峙させることによって、「歴史はばらばらな事実の寄せ集めではなく、過去に向けられた問いから構成されるものだということを認識」させ、そうした歴史の中にドイツ史の連続性と分断を統合的に認識していこうとしているように思える。その意味では、この歴史教科書の以下のような編修方針はそれを裏づけていると言えよう。

本書は「間隙の無い」歴史の横断ではない。むしろテーマに重点を置いた配列である。この重点は最近の歴史学の喚起する主要問題に依拠しつつ、現在と未来に対して歴史が持つ意義に焦点をあてていく

歴史的-政治的テーマに関する公開の討論においてエッセイが重要な役割を果たしていることに学習者の関心に向け、公開論争において様々な立場から寄せられた投稿原文を教科書に掲載し、現代にかかわる歴史内容との取り組みを促進し、他の科目や他の生活領域との関連を生み出させる。⁴⁸⁾

最後にホロコーストと歴史教育について言及しておきたい。ナチズムの行ったホロコーストへの反省はドイツ連邦共和国基本法同様、連邦各州の憲法（ドイツでは各州も憲法を有する）においても「人間の尊厳の不可侵性」、「寛容」、「民族相互理解」といった宣言の形で明記されている。1977年のドイツ各州文部大臣会議事務局の報告書はその冒頭に「国民社会主義の暴力支配と徹底的に取り組むことは学校の義務的課題であるとの見解においてドイツ連邦共和国諸州の文部大臣は一致している」との表明を記載した。（また、ホロコーストや近隣国への戦争加害への和解を「教科書対話」という形で行ったゲオルク・エックハート国際歴史教科書研究所については名古屋大学の近藤孝弘の包括的な研究書『国際歴史教科書対話』がある。さらには、拙稿『戦後ドイツにおける歴史観の変遷』（甲南大学『言語と文化』2004年4月）を参照していただきたい。）

Ⅲ) 歴史と文学の関係 ― 自国の歴史とアイデンティティーとの連続／断絶をめぐって ―

(A) 日本の場合

「日本人の物語」に後世からの価値判断を持ち込むことへの強烈な排除指向が根強く存在していること、それが近代日本の特定の時代を「真空地帯」にしようとしてきたことは既述の通りである。「物語としての歴史」と「科学としての歴史」との対峙が戦後「昭和史論争」という形で評論家亀井勝一郎とマルクス主義歴史家遠山茂樹との間でなされたが、歴史上の人物の「物語」への共感や、そこに民族的アイデンティティーと「倫理的背骨形成」の養分を見出そうとする亀井の姿勢が「つくる会」の綱領を先取りしていたことは拙稿『戦後ドイツにおける歴史観の変遷』（甲南大学『言語と文化』2004年4月）において言及したが、ここで「物語」という行為について別の角度からの考察を加えたい。

東北大学教授の野家啓一は『物語の哲学 ― 柳田國男と歴史の発見』においてこう述べている。

また人間が物語る動物であるということは、それが無慈悲な時間の流れを物語ることによってせき止め、記憶と歴史（共同体の記憶）の厚みの中で自己確認を行いつつ生きている動物であるということの意味している。⁴⁹⁾

個人の経験は、物語られることによって「普遍性」と「抽象性」を獲得し、「記憶の共同体」ないし「共同体の記憶」としての歴史へと登録される。この意味で物語行為とは「私秘的体験」を「共同的体験」へと「昇華」するものなのです。⁵⁰⁾

しかし、野家の「物語の哲学」には高橋哲哉が指摘するように、「批判の実践」という契機が欠如している。なぜなら「物語」はいつの時代にも複数存在しており、それぞれの「物語」がそれぞれの「倫理性」と「政治性」を内包しているからであり、それぞれの「物語」は偏向性や「排除と選別の暴力」の負荷を受けているからである。ちなみに、アーサー・C・ダントンの『物語としての歴史』の邦訳の解説において河本英夫は歴史を物語化するこうした要因を「物語負荷」と表現している。

科学における観察事実が理論的負荷を受けるように、歴史における出来事は物語的負荷をうけるのである。この意味でハンソンの主張した「理論的負荷性」と平行に、歴史においては「物語負荷性」があるのだと言ってもよい。⁵¹⁾

そもそも歴史を題材とする文学（＝物語）や倫理的・政治的批判を伴う歴史記述は歴史解

積を自らに強烈に引き付けようとする磁場＝「負荷」抜きには成立しえない。戦後の日本においてはマルクス主義歴史観もそうした「理論的負荷」としての強烈な磁場となっていた。すでに『昭和史論争』において遠山は亀井に対して文学の方法と歴史学の方法の相違を明瞭に語っていた。遠山はマルクス主義史観の立場から「偶然を貫きながら必然性が実現されていくことをあきらかにすることを」論理的に明らかにすることが歴史学の課題であるとしたが、文学の方法については次のように主張した。

しかし文学は、人間およびその生活が、いかに個性的なもの、偶然的なもの、かけがえのない特殊において存在するかをえがくことを通して、前記の目的（歴史＝人間の真実をつきとめる）にせまるのである。⁵²⁾
 [() 内筆者加筆]

本稿では、戦争に関する物語文学の成立や歴史学の目指す戦争の記述との関係について具体的に検討するために、吉田満の自伝的記録作品『戦艦大和の最後』を取り上げ、作品の成立、受容史、江藤淳のこの作品への献辞をめぐって「過去への応答責任」、「ナショナリズムの再生産」といった問題、さらには「物語」と「後世からの批判的解釈」の間に存する深い亀裂について考えてみたいと思う。また、司馬遼太郎の『坂の上の雲』における司馬の作家としての物語りの視点やナラティブな歴史叙述をも適宜取り上げたい。

筆者自身は高校生の時に初めて吉田の作品の抜粋を現代国語の教科書で読み、鮮烈な印象を受けたのであるが、10年以上の歳月を経てから再度全編を読む機会を得た。その時の記憶は今も鮮烈に残っている。50年の歳月を越えて、戦艦大和の副電測士であった海軍少尉吉田満氏の体験した時空に引きずりこまれ、紺碧の大海原と大空を舞台にした対空戦闘、爆弾の破裂の熱、轟音、硝煙の臭い、友の肉体の飛散、鮮血、魚雷の航跡を自分があたかもその場にいるように体験し、大和の沈没の場面では、海中に引きずり込まれた吉田と共に水中で苦しみがき、海面に浮上してからはグラマンの機銃掃射を受けるという恐怖をも味わった。今も忘れられない場面は、重油の海面を漂いながら、救いを求めてボートのふちによじ登ろうと手をかける同僚の手を、人であふれかえったボートの転覆を恐れて日本刀で切り落とすという鬼気迫る場面である。第一級の記録文学であることに疑いの余地はない。昭和27年の初版の後書きで、吉田は以下のように執筆動機について言及している。

この作品の初稿は、終戦の直後、ほとんど一日を以て書かれた。執筆の動機は、敗戦という空白によって社会生活の出発点を奪われた私自身の、反省と潜心のために、戦争のもたらしたもっとも生々しい体験を、ありのままに刻みつけてみることにあった。私は戦場に参ずることを強いられたものである。しかも戦争は、学生であった私の生活の全面を破壊し、終戦の廢墟の中に私を取り残していった。——しかし、今私は立ち直らなければならない。新しく生きはじめなければならない。単なる愚痴も悔恨も無用である。——その第一歩として、自分の偽らぬ姿をみつめてみよう、如何に戦ってきたかの跡を、自分自身に照らして見

よう——こうした気持ちで、筆の走るままに書き上げたのである。

その後、自分自身の人の眼に触れる必要から、数度にわたって筆を加えた。その最終的な形が本稿である。⁵³⁾

吉田の作品が出版されると、これを戦争賛美の作品として批判する勢力に対して吉田は次のように応酬している。長くなるが引用する。

戦歿学生の手記などをよむと、激しい戦争憎悪が専らとり上げられているが、このような編集方針は、一つの先入主にとらわれていると思う。戦争を一途に嫌悪し、こころの中にこれを否定しつくそうとする者と、戦争に反撥しつつも、生涯の最期の体験である戦闘の中に、微かなりとも意義を見出して死のうと心を砕く者と、この両者に、その苦しみの純度において、悲惨さにおいて、根本的な違いがあるのだろうか。(いうまでもなく、戦争の上にあぐらをかき、これに利己的に妥協し、便乗していた者は論外である。)

このような昂りをも戦争肯定と非難する人は、それでは我々はどうのように振舞うべきであったのかを、教えていただきたい。我々は一人残らず、招集を忌避して、死刑に処せられるべきだったのか。或いは、極めて怠惰な、無為な兵士となり、自分の責任を放擲すべきであったのか。——戦争を否定するという事は、現実には、どのような行為を意味するか教えていただきたい。単なる戦争憎悪は無力であり、むしろ当然過ぎて無意味である。誰が、この作品に描かれたような世界を、愛好し得よう。

敗戦によって覚醒した筈の我々は、十分自己批判をしなければならないが、それ程忽ちに我々は賢くなったであろうか。我々が戦ったということはどういうことだったのか、我々が敗れたというのはどういうことだったのかを、真実の深さまで悟り得ているか。——少なくとも私は、そうではない。私は考える。先ず、自分が自分に与えられた立場で戦争に協力したということが、どのような意味を持っていたかを、明らかにしなければならない。私の協力のすべてが否定されるのか、またどの部分が容認され、どの部分が否定されるのかを、つき止めなければならない。そうでなくて、日本人としての新生の糸口を、どこに見出し得よう——先ず率直な自己展開を自らに課した所以である。(傍線筆者)

ここには学徒動員による召集と護衛機の無い片道燃料による海上特攻の経験を持つ吉田が、戦争を絶対悪視する戦後の歴史認識によって自分たち学徒兵までもが集合表象として「兵士＝戦争の協力者」として糾弾されることへの憤りがストレートに現れている。『戦艦大和の最後』は終戦直後に、22歳の吉田によって初稿が書かれ、占領軍の検閲に妨げられて1949年、「不本意な形ながら口語体の初版が出版され、講和条約の発効した昭和27年、はじめて本来の内容」をもって発刊される運びとなったが、1974年に吉田自身の手による増補修正を経て決定稿が、吉田の他の作品と共に講談社から、単行本『鎮魂戦艦大和』として刊行されるに至った。その「あとがき」で吉田は、「今日の立場に立つ批判を投げどころとして、あの戦争の実態を裁こうとはしていない」旨を再度明言している。

今日のわれわれは、あの戦争を戦ったわれわれと同心同体であり、それ故にあの戦争が自分にとって真実何であったかを改めて発見することが、いまわれわれが戦争とは無関係な場でどのような批判を持とうとするかに先立って、緊要な課題であると思われるのである。⁵⁴⁾

吉田が目指したのは「裁断」ではなく、吉田にとっての「戦争が何であったか」への自分自身の答であった。ただし、吉田は「戦争のなかの赤裸々な自分を、戦後の立場に立つ批判をまじえることなく、そのまま発表するという姿勢からは、戦後時代をいかに生きるべきかについてわれわれに訴えるものがないという指弾」への返答として『白淵大尉の場合』と『祖国と敵国の間』を『戦艦大和の最後』の「限界を補う」ものとして執筆した。白淵大尉という若干21歳にして、50名を超える大和乗り組みの若い少尉・中尉のケップ・ガン（彼らの居住区のリーダー）であった青年士官に焦点をあてて、「戦後をいかに生きるべきか」という問いへの回答を試みる。大和出撃前夜は若い士官の間でも、殆ど全員がこの作戦の「必敗」を確信していた。兵学校出身の仕官が「国ノタメ、君ノタメニシヌ」という官製の死の理由付けを強制しても、大学で学問を行ってきた学徒出身士官は納得しない。彼らは「俺ノ死、俺ノ生命、マタ日本全体ノ敗北、ソレハ更に一般的ナ、普遍的ナ、何カ価値トイウヨウナモノニ結ビツケタイノダ、コレラ一切ノコトハ、一体何ノタメニアルノダ」と反論し、相互の対立は「鉄拳ノ雨、乱闘ノ修羅場」となった。これを收拾したのが白淵大尉であり、彼の次の言葉は、若い士官たちが極限で見出した「死ぬことの意義、目的」であったと吉田は語る。

進歩ノナイ者ハ決シテ勝タナイ 負ケテ目ザメルコトガ最上ノ道ダ。

日本ハ進歩トイウコトヲ軽ンジ過ギタ 私的ナ潔癖ヤ徳義ニコダワッテ、

本当ノ進歩ヲ忘レテイタ 敗レテ目覚メル、ソレ以外ニドウシテ日本ガ救ワレルノカ

今日目覚メズシテイツ救ワレルカ 俺タチハソノ先導ニナルノダ 日本ノ新生ニサキガケテ散ル

マサニ本望ジャナイカ⁵⁵⁾

特攻に散華した兵士たちを現在の立場から批判することへの反論を吉田は或る高校の国語教師の自問という形で展開した。この42歳の教師は戦後27年を経て『白淵大尉の場合』を国語の授業で取り上げた後にこう自問している：「しからばわれわれの現在は、あの世界に描かれている事実をこえ得たと言えるか。戦争を防ぐ力において現在は過去をさほどこえていず、世界の中で正しい役割を果たそうとする努力を怠る体質において、現在は過去のまみに近い。それならば、自分は教師として、具体的にその事実をどう作りあげていくべきであるのか。」⁵⁶⁾

吉田は散華した若い兵士たちの「新生日本への切実な願い」に対する「応答責任」というかたちで、過去と現在を連続的に捉えている。それは、エスニックな連続性ではなく倫理的、理念的な責任の連続性であったが故に、吉田は、現在への批判的契機を持たずに過去を断罪する態度を承認しようとしなかった。さらに、経済復興後の日本の「戦記もの」のブームの中で、旧海軍艦艇の紹介本に寄稿を求められた吉田は、艦と運命を共にした乗組員の運命には多大の関心を寄せるが、「軍艦そのものには関心がない」と表明し、「回顧」主義とも一線を画していた。吉田の戦争の記憶はどこまでも「日本の新生のために死んだ若者」と切

り離しては考えられていなかった。それを如実に語っているのは『散華の世代からの問い』というタイトルの文章の以下の一節である。

「私は今でもときおり奇妙な幻覚に捕らわれることがある。それは戦没学徒の亡霊が、戦後三十数年を経た日本の上を今、繁栄の頂点にある日本の町をさ迷い歩いている光景である。死者が今際のさわに残した執念は容易に消えないものだし、特に気性の激しい若者の宿願はどこまでもその望みを遂げようとする。彼らが身を持って守ろうとしたいじらしい子供たちは、今どのように成人したのか？彼らの言う日本の清らかさ、高さ、尊さ、美しさは、戦後の世界にどんな花をさかせたのか。それを見届けなければ、彼らは死んでも死にきれないはずである。彼らの亡霊は今何を見るか、商店の店先で、学校で、家庭で、国会で、新聞のトップ記事に今何を見出すだろうか」

戦争における学徒兵の苦悩に焦点をあてながらも、戦争そのものへの関与については拒否できなかったことを吉田満はアプリアリな前提にしているが、『日本人の戦争観』の中で、吉田裕は、戦後日本における戦記文学や戦記物の内容と受容をその時々の日本社会の精神構造と関連させて精緻に分析している。例えば武勇伝的戦記に描かれた作品を取り上げて、こうした作品では武勇的人物を通じて叙述の重点は「勝負師としての自己修養はいかにあるべきか」という点におかれている。つまり、ここでは戦争体験のある種の読み替えが行われているのであって、高度成長を支える『働きバチ』たちに人生の指針を与える修養の書として戦記が位置づけられているのである。同書のカバーに『人生に勝つ逞しき男のバイブル』とあるのは、その意味できわめて示唆的である。」吉田裕は高度成長期に見られた日本の戦記ものの受容をこう分析している。⁵⁷⁾ 確かにドイツでもエルンスト・ユンガーのように第一次大戦の経験を作品化した『鋼の嵐』(Stahlgewittern)のような作品は存在している。しかし、第二次大戦を題材としたもので、通俗作品を除いては、日本の戦記ものと比較できるような視点で描いた作品ははたしてあるのであろうか。ましてや、軍人の決断や組織管理を経営管理と結びつけて論じるような解説書の類は見当たらないのではなかろうか。雑誌『プレジデント』に代表されるような「現代における経営学講座の実例研究の教材を」戦史や歴史から引き出そうという発想の功利性は、逆に日本人の歴史性の欠如の表現とも解釈できる。なぜなら、吉田裕が指摘するように、「それが、問題意識や視角の狭さの故に、日本人の戦争観を矮小化させる可能性を持っていると考えられるからである。」⁵⁸⁾

吉田満の作品に対しては、筆者は批判を加える意図は持ち合わせていない。しかしながら、吉田の作品を読んでからの筆者の関心は、このような特攻作戦を計画し、それこそ帝国海軍の栄光ある歴史のために兵を「殉死」させることを決断した連合艦隊司令部の精神構造に向かうようになった。南方戦線の飢餓に苦しむガダルカナルでは無力な兵が仲間から殺され、飢えをしのぐ犠牲になったという人肉事件伝聞を基に、直接当時の上官への鬼気迫る聴取活動のドキュメンタリー映画が原一男監督の『ゆきゆきて神軍』であったが、この映画は

日本の軍隊の権力構造の最底辺ではホロコーストに匹敵する人間性の抑圧が進行していたことを強烈に問い詰めていった。大岡昇平の『レイテ戦記』も帝国陸軍内における人肉食の問題に触れているが、われわれは戦争におけるこうした日本軍内部の抑圧の極限性と加害者としての視点から、戦争の全体像をまだまだ掘り下げていく必要がある。なぜなら、それがどれほどわれわれに痛みをもたらそうとも、戦争の歴史は常に倫理の課題をも突きつけてくるのだから。歴史におけるこうした倫理の問題、指導者の責任を自覚しない組織は同じ過ちを繰り返す危険から逃れていないからである。

(B) ドイツの場合

ドイツでは「戦争への関与」は全く異なった次元で捉えられた。その主因としては、ホロコーストの存在とドイツ人の「集団責任」(Kollektivschuld)の問題がある。「絶対悪」であるホロコーストにより、戦後のドイツの文学活動は全体主義や権威主義に対する批判的視点抜きでは不可能であった。また、日本とドイツの戦後の精神風景が根本的に異なった様相を呈するようになった要因のひとつには反ナチス亡命者の言動があった。ドイツ文学研究者の山口知三は『廃墟をさまよう人々 戦後ドイツの知的原風景』において「戦後ドイツの出発点における知的原風景と、そこに反映された世界の枠組みの組み替えの過程」を包括的かつ広汎な資料によって説明しているが、「その知的風景に特異な陰影を付与することになった反ナチス亡命者たち」の存在を重要視している。

同じ敗戦国とはいえ、日本とドイツの戦後が大きく異ならざるをえなかったのには、むろんさまざまな理由があったに違いないが、その一つに、この反ナチス亡命者たちの存在があったことを忘れてはなるまい。(中略) なにしろ、いま問題にしているのは、たとえて言うなら、大正時代の末期から昭和十年頃までの日本の政界や言論界や文壇の中心人物たちのかなりの部分の人々が、こぞってアメリカやソ連に亡命し、戦争が終わるや、アメリカ軍やソ連軍と一緒に帰国してきたとか、帰ってはこなかったが、メッセージだけは送ってきたかといった話だからである。もしも、そのようなことがあったとしたら、戦後日本の出発点における知的風景は、まちががなく、50年前の日本のそれとは全く異なったものになっていたはずである。⁵⁹⁾

亡命者たちの中でも代表的存在は1927年にノーベル文学賞を受賞した作家トーマス・マンと同じくノーベル賞受賞の物理学者アルバート・アインシュタインであったが、前掲書の中で山口は、戦後ドイツの「知的原風景」を知る上では、特にトーマス・マンとドイツ在住の作家たちとの間で行われた「論争」に注意を喚起している。論争の発端は、1945年ドイツ在住の長老作家であるヴァルター・フォン・モーロがトーマス・マンに宛てて帰国を要請する公開書簡を出したが、それに対するマンの拒絶返答が新聞に発表されたことにある。マンの返答は『私はなぜドイツに帰らないか』と題されており、そこでマンは次のような激しいドイツ批判を披露していた。

これは偏見かもしれませんが、私の目には、1933年から1945年までの間にドイツで印刷された書物は全て無価値以下のものであって、手に取るまでもないものです。それらの書物には血と恥がしみついています。全てつぶしてパルプにしてしまうべきです。周知のようなことが身のまわりで起こっていたというのに、その間のドイツ国内で文化的営為をいとむということは、許されざることであり、出来るはずのないことだったのです。⁶⁰⁾

これに対してはドイツ国内に残った知識人からも強い反感が表明された。その代表は作家のフランク・ティースであったが、彼はあくまで国内に留まり、ナチスには積極的な抵抗は行わなかったが、内面において抵抗を行い、精神的・物理的に苦悩を味わってきた経緯を「国内亡命」(innere Emigration)と定義し、マンのような亡命者は「外国という棧敷席や土間席からドイツの悲劇を見物し、自分の家が焼け落ちるのを自ら体験することなく、週間ニュースで見ていた」にすぎないと反論する。これに対してはマンのほうからも亡命の苦勞、全財産の喪失などの辛酸を経験せざるを得なかったとの反論もあるが、国内亡命者たちに対してマンは何よりもその「殉教者」的態度、「被害者意識」に我慢ならないほどの嫌悪感を持っていた。親しい友人に宛てた手紙では、「恐怖が迫りつつあった時には一言も抗議の声をあげなかったがゆえに、のうのうとして家郷に留まることができたくせに、今になって、祖国に忠誠を守り祖国と共に辛酸をなめた真の英雄にして殉教者と称してしゃしゃりてくるこの連中」とこきおろしている。⁶¹⁾

山口はトーマス・マンのこうした国内亡命作家たちへの不信感の根底には「ドイツ愛国主義」の復活に対する強烈な反発があると論定している。

考えてみれば、反ナチスの抵抗姿勢を貫いたガーレン大司教への激しい不信感の表明と、身勝手な同業者モーローの思い入れたっぷりな帰国要請への高飛車な拒絶と、今頃になって「国内亡命」を自称するティースらへの冷やかな軽蔑や嫌悪と、そして、連合国の力によってようやくナチスが打ち倒されるやたちまち「ドイツ最良」になって戦勝国のドイツ政策にあれこれと難癖をつけた反ナチス亡命者たちへの苛立たしげな批判といった、この時期のトーマス・マンのさまざまな言動に共通するものは、ナチスが倒されても決して死滅することのない、まさに八岐大蛇のような「ドイツ愛国主義」に対する強烈な反発にほかならない。⁶²⁾

戦後ドイツの文学界でも日本同様「被害者意識」は避けられない感情であった。日本においては軍部＝加害者／国民＝被害者というスキームが支配的であったが、ドイツではドイツ人全体の集団的罪責を指摘するヤスパーズやホイスのような意見はあっても、やはり自分たちもナチスの被害者であったという意識は圧倒的多くのドイツ人が共有する感情であった。ヴァルター・フォン・モーローの帰国要請には、アングロサクソンの間で高い評価を受けている作家マンの帰国によって、連合国がドイツに向ける厳しい目を和らげたいという政治的打算が働いていたことは間違いないと山口氏と共に申したい。

ところで、トーマス・マンがゲーテ生誕200年の記念すべきゲーテ章の受賞を承諾し、

受賞演説のために、1933年のドイツ脱出以来、16年ぶりにドイツに足を踏み入れた1949年にアドルノは「アウシュビッツの後で詩を書くことは野蛮である」と定式化していた。無反省的に、無批判的に伝統との連続性や個人の自然な感情の吐露の文学的形象化は不可能な状況となっていたことは、ドイツの戦後文学の最高榮譽賞として19世紀の革命と変革の詩人ビューヒナーの名を冠する賞が創設されたことや47年グループの文学活動から間接的に証明されてきはしないだろうか。アドルノは亡命先のアメリカから帰国して随分と時が経過した1966年になってさえ、次のような言葉を残している。

「アウシュビッツのあとでも、お前は生きつづけることができるのか、偶然免れはしたものの、当然殺されてしかるべきであった者であってみれば、いっそう生きつづけることなどできるものだろうか。このような者にとっては、ただ生き残るだけのためにも冷酷さが必要なのだが、この冷酷さこそほかならぬブルジョワの主観性の基本的原理なのであり、それがなければアウシュビッツもありえなかったであろう。アウシュビッツは、生き残ってしまったものが犯しつづけている過酷な犯罪だということになる。」⁶³⁾ (傍線筆者)

アドルノにとってはナチズムの野蛮さは全体主義と「同一性」(Identität)の強制的結合であった。ここにおいて科学や官僚制は人間を幸福にするものではなく、徹底した管理された世界において新たな形の非人間化を招来するものであることをアドルノは直視していた。「非同一性の哲学」の立場を取るアドルノにとって人間の生は「非同一性」(Nicht-Identität)そのものであり、彼は「アウシュビッツこそ、純粋な同一性という哲学上の学説が死に他ならないことを裏付けているのだ」と結論をくだす。しかし、こうしたアドルノの深刻きわまる危惧とはまるで無関係にドイツ社会は戦後の経済復興の道を歩んでいた。ヴァイツゼッカー元大統領の登場以来、ドイツでは過去の直視による過去の克服が戦争直後から一貫して、継続的に行われてきたかのような印象を持つ人々が日本では多いが、日常生活のレベルで社会全体において過去の見直しを迫ったのは68年の学生紛争以降である。憲法や理念のなかにはなく、生活世界のレベルで民主主義を求める若者によって、権威の地位にある者たち、さらには彼らの親たちは過去の「アリバイ」(不在証明)を要求されたのであった。すなわち、「あなたたちはあの時何をしていたのか」と。戦後ドイツにあっては冷戦構造の急激な進展により、アメリカの非ナチ政策は急激にトーン・ダウンを呈し、かなりの元ナチス政府の要職にあった官僚がアデナウアー政権下で復帰した。司法や医学の分野ではほとんど無傷のまま、戦前の権威が残存していた。68年の運動はこれらの反動勢力に対する抵抗運動であった。こうした反動勢力の支配体制の下において、進展した経済復興のなかで、過去を忘却し、なかったものにしようとする意識の働きや、ベトナムやアルジェリアの戦争を契機にアメリカやフランスも非人道行為を行うのではないかという、ルサンチマン的な感情も生じていた。1967年に出版された『哀しむことの不能』において精神科医のミッチャーリヒ夫妻は当時のドイツ人全体の精神診断を次のように行った。

我々がおこなったことは全て悪意をもつ迫害者の圧迫でおこなわざるを得なかったことだといった類の見解を主張する書籍や新聞の売れ行きが好調である。さながら、名誉においてまったく我々は狼狽することはないとでも言っている。このような見解が意味していることはすなわち、過去の都合の良い出来事だけを思い起こすことが許されているということだ。われわれが罪深く係った全ての出来事は否定されたり、意味を変えられたり、他人の責任に転嫁されている。ようするに追体験においてアイデンティティーと結び付けられていない。⁶⁴⁾

高橋哲哉は『戦後責任論』において、「侵略だと認めれば日本の死者は無意味になってしまう。犬死になってしまう。それだけは絶対に認められない」という日本の保守派や靖国派の「情動の根」と対決するために精神分析とのアナロジーで「徹底操作」(ワーキング・スルー)を提唱しているが、⁶⁵⁾これはフロイト並びにミッチャーリヒ夫妻の提唱したものと根本的に同質のものであり、その意味内容はドイツ語の“durcharbeiten”に対応すると言えよう。前掲書においてミッチャーリヒ夫妻は次のように提唱している。

何百万人もの殺害を「克服= <<bewältigen>>」できないことは明白です。犯人たちが過去におかした犯罪の規模によって裁判行為が無能となる事態がこうした事実を極めて象徴的に証明している。しかし、そのような法的解釈は克服されない過去との定式化が本来もつ意味に対応していない。「克服= <<bewältigen>>」によって考えられているのはむしろ認識の歩みのひとつの帰結なのだ。フロイトはそれを「思い起こす、繰り返す、徹底して行う」<<erinnern, wiederholen, durcharbeiten>>として記した。ただ一度かぎりの想起というものの内容は、たとえそれがどれほど激しい感情を伴うものであったところでも、たやすく色あせてしまうものだ。だからこそ、内的な拮抗と批判的な徹底した思考の反復が、無意識的かつ本能的に働く忘却、否認、投射やその他の防衛機制による自己保護の力を克服するためには必要なのである。このような想起と徹底操作の治療的効果はわれわれの臨床の実践ではよく知られている。だが、政治的实践のなかでは、この知識はまだ知られていない。⁶⁶⁾

ミッチャーリヒ夫妻が60年代後半の西ドイツで強調した「克服」(bewältigen)という行為の基礎概念、すなわち「無意識的かつ本能的に働く忘却、否認、投射やその他の防衛機制による自己保護の力を克服」するための「内的な拮抗と批判的な徹底した思考の反復」は、日本においては少なくともドイツのようなかたちで自国の過去に対する批判的な歴史意識を形成するにはいたらなかった。その主たる要因は政治・行政によるダブル・スタンダード姿勢とそれに対応する形での歴史と歴史文学における「ネーションの再生産」であった。

IV) 歴史の課題 他者の記憶をどう伝えるのか。

本章では、再び吉田満の作品の江藤淳による受容における問題点と司馬遼太郎の『坂の上の雲』を取り上げ、「ナショナリズムの再生産」を検討したい。

東京工業大学の教授で文芸評論家であった江藤淳は1974年に講談社から発刊された『鎮魂戦艦大和』に以下の寄稿文を寄せた。かなりの長文であるが引用したい。

文学作品の価値を、たとえば一ヶ月とか一年というような単位で測ることもできる。しかし、またそれは数十数年、もしくは数百年という単位でも測ることもできるはずである。

そういう単位で測ったとき、第二次大戦後の日本文学を代表する作品は、果たしてどのようなものになるだろうか？

確実なことは、そのとき、今日いわゆる“戦後文学”の代表作とされている作品は、ほとんど消滅するにちがいないということである。かりに数百年後に視点を設けて振り返れば、もろもろの“戦後文学”はおそらくあとかたもなく消え失せる。なぜなら、それらは戦後文学の名に値しないからである。

数百年後からふりかえれば、人々の心に印象づけられるのは、日本人が世界中を相手取って戦い、そのために全的敗北を喫したという、簡明で重い事実だけであろう。そのとき人は、この戦いが義戦であったか不義の戦いであったかを、さらに問わないであろう。人々が問うのは、たとえばこの戦いをたたかい、敗れた日本人が、その民族的、国家的経験を、どのような文字に刻みつけたかということであろう。

そう問うたとき、人々の前には、金石の文字をもって刻んだというにふさわしい、唯一の作品が浮かび上がって来るにちがいない。それはいわゆる“戦後文学”ではない。つまり、戦争という経験よりは、敗北の与えた混乱をより多く反映している個人的・断片的な文学ではない。

魏の文帝、曹丕は、

《文章ハ、経国ノ大業ニシテ、不朽ノ盛事ナリ》

といった。私の言うのは、この言葉の伝統を汲む叙事詩的作品、すなわち吉田満氏の『戦艦大和ノ最期』のことである。⁶⁷⁾ (傍線筆者)

先ず、江藤は「叙事詩」としての『戦艦大和ノ最後』の背景であった戦争が将来、「義戦であったか不義の戦いであったか」とは問われなくなるであろうと言う。これによって江藤は歴史文学の倫理的判断による評価の拒否を表明しているが、江藤のこのような「善悪の彼岸」に立ち、現在進行中の歴史舞台から超越したかのような視点、歴史の未来を予言するかのごとき言説、「敗北の与えた混乱をより多く反映している個人的・断片的な文学」を言及するにも値しないかのごとく見下ろす姿勢、これらの根底には、国家と個人の運命を全体的な視野で描いた正当な叙事詩のみが歴史文学の正史たりえるのだという認識がある。つまり、叙事詩の中に描かれた物語（＝歴史）は倫理を超越して、記憶され続けるのだとの文学観が表明されているわけである。文学や歴史に倫理判断をもちこむことを日本の文壇は亀井の「昭和史論争」以降も、マルクス主義史観との対峙のなかで堅持し続けていたが、1968年から1972年まで「サンケイ新聞」に連載された『坂の上の雲』において司馬遼太郎もそうした見解を吐露している。たとえば、第三巻「(日露)開戦へ」にはこうある。

19世紀からこの時代にかけて、世界の国家や地域は、他国の植民地になるか、それがいやならば産業を興して軍事力を持ち、帝国主義の仲間入りするか、その二通りの道しかなかった。後世の人が幻想して侵さず侵されず、人類の平和のみを国是とする国こそ当時のあるべき姿とし、その幻想国家の架空の基準を当時の国家と国際社会に割りこませて国家のありかたの正邪をきめるとするのは、歴史は粘土細工の粘土にすぎなくなる。(中略)日本は維新によって自立の道を選んではしまった以上、すでにそのときから他国(朝鮮)の迷惑の上においておのれの国の自立をたもたねばならなかった。⁶⁸⁾

「後世の人」とはこの当時の共産・社会両党を指し、「幻想国家の架空の基準」という表現で司馬が憲法9条を金科玉条とする両党の平和主義を念頭においていることは明らかである。しかし、朝鮮支配をも日本の自立上止むなしとして、歴史判断から除外してしまう態度を見ると司馬の歴史感覚を疑わざるを得ない。司馬の歴史観がマルクス主義的歴史観に対して明らかに批判を展開している箇所は他にもある。

国家像や人間像を悪玉か善玉かという、その両極端でしかとらえられないというのは、いまの歴史科学のぬきさしならぬ不自由さであり、(中略)日清戦争とはなにか。この定義づけを、この物語においてはそれをせねばならぬ必要が、わずかしかない。

そのわずかな必要のために言うとするれば、善でも悪でもなく、人類の歴史のなかにおける日本という国家の成長の度あいの問題としてこのことを考えてゆかねばならない。⁶⁹⁾

司馬にせよ江藤にせよ視点が極めて固定化している。司馬の作品には余人の追隨を許さないほど膨大な実証的な考証資料によって描かれる空間的・時間的広がりには遠大無辺なものがあるけれども、視点は彼固有の独善的な鳥瞰図に基づくものであり、歴史性を超越した司馬にはいつでも作品への注釈者としての介入も思いのままであり、周辺部や底辺部の人間の、つまり被抑圧者の視点の排除やその根拠づけも自由である。司馬は「日本という国家の成長の度あいの問題」の叙述展開という目的のみを念頭に置く。「国家—戦争—国民」との関係についても司馬の理解は驚くべき単線的である。

戦場にあつては、いかに無能な指揮官が無謀な命令をくだそうとも、服従以外になかった。もし命令に反すれば抗命罪という死刑をふくむ陸軍刑法が用意されていた。国家というものが、庶民に対してこれほど重くのしかかった歴史は、それ以前にはない。

が、明治の庶民にとってこのことがさほどの苦痛ではなく、ときにはその重圧が甘美でさえあったのは、明治国家は日本の庶民が国家というものにはじめて参加しえた集団的感動の時代であり、いわば国家そのものが宗教的対象であったからであった。二〇三高地における日本軍兵士の驚嘆すべき勇敢さの基調には、そういう歴史的精神と事情が波打っている。⁷⁰⁾

はたしてそうであろうか。勇敢さという点では、司馬が忌み嫌って、結局は手をつけなかった第二次世界大戦でも日本の将兵は勇敢さを発揮した。横井庄一さんや小野田少尉のように戦後何十年もジャングルに残って自己の戦争を続けた人もいた。国家そのものが天皇を頂点とする擬似宗教的対象であった点においては、昭和はさらにエスカレートした。

しかし、兵士の勇敢さの根源を集団的感動の時代状況に還元することに対しては大いに疑念をいだかざるを得ない。確かに、戦局ごとの勝利によって集団陶醉が世論に存在したことはあった。突き詰めて考えるなら司馬が賛美する兵の勇敢さは「生きて虜囚の辱めを受けず」との軍人勅諭による教育であり、日本の末端の兵には捕虜の人的扱いを規定したジュネーブ条約の存在すら知らされていなかったのである。筆者が危惧を抱くのは、司馬が楽天

的に賛美するこうした組織への犠牲的態度が、その後も日本の組織において人物評価の尺度として残り、合理的な個人主義を発達させていく社会環境を温存させるのに貢献してきたからであり、現代の日本社会が社会的弱者へのケアを欠く、極めて競争原理的下克上社会としての様相を呈しているからである。権威への忠誠は、トップにあるものの自己批判能力を麻痺させ、指導者たちの社会的公正、社会倫理の欠如をもたらす温床になったことを示す事例は現時点においても枚挙にいとまがない。

司馬の最初のベストセラーは『竜馬がゆく』であるが、東京大学教授の小森陽一は司馬が「大正時代の大衆小説から受け継いだ」小説技法の特徴を指摘した後に、司馬文学の成功の素因を次のように分析している。

社会の底辺から、その上層へと昇っていくセルフ・ビルディングをネイション・ビルディングと重ねることができるのは、国家の変革期と新しい体制の形成期でしかない。『竜馬がゆく』をはじめとする、司馬の一連の維新ものは、敗戦後の日本を創った「企業戦士」たちが、自分の人生と国家を重ねながら、自身を形成する物語を、時代的なリアリティを内在させる形で提供することに成功したのであり、そのことをとおして、明治維新以後連続している近代日本という国家をめぐる幻想を創出したのである。⁷¹⁾

このことを念頭に置いた上で、話を江藤に戻そう。江藤の前掲の文章は1974年に書かれている。しかもこの文章はこう締めくくられている。「昭和四十九年10月30日／宮中秋の園遊会において／陛下に拝謁を賜りたる日に」。江藤がこのように天皇との関係を持ち出した真意は以下の続きを読めば明瞭になる。

叙事詩とは、いうまでもなく英雄の没落を叙する物語である。英雄の物語であれば、其れはかならず一つの民族、一つの国家の安危と興亡にかかわる物語でなくてはならない。(中略)

ここでは英雄は、その乗組員であると同時に、戦艦大和そのものである。それは、乗組員が忠誠を誓い、熾烈な愛情を捧げて国家という全体の象徴であり、彼らが操る艦でありながら彼らの存在を超えたなにかである。

その大和が特攻作戦に出撃し、「轟沈シテ巨体四裂」し、水底深く沈んだことほど、国家と時代の「終焉」を痛切に象徴する事件はない。この“英雄”とそれにまつわる人々の最期を、吉田氏はまことに適切にも、当時の公文書の文体である片仮名まじりの文語体で叙している。そして、そのことによって、これが個人的・断片的体験の告白ではなく、国家と民族の全的没落の叙述であることを明示しているのである。(傍線筆者)

本書を成立させている三十年の歳月は、慟哭と鎮魂がいまなお過去のことになり得ていないことを暗示している。眠れ、大和よ、三千の骸よ！

昭和四十九年10月30日

宮中秋の園遊会において

陛下に拝謁を賜りたる日に

江藤 淳

戦後文学の関心のひとつは、戦争を回避できなかった、あるいは消極的な形にせよ協力せざるを得なかった自己の内面を問題化し、その弱さを表現することにあつたが、そのような文学は江藤にとっては「敗北の与えた混乱をより多く反映している個人的・断片的な文学」として読むに値しないのであつた。江藤が戦後文学の正史として認めるのは「個人的・断片的体験の告白ではなく」、「国家と民族の全的叙述」にはほかならない。ここでは個人は民族共同体=国家に吸収され、その自律したアイデンティティーは失われてしまう。個人と共同体の無限の連続というナショナリズムの再生を江藤は図っている。そうした江藤にとって共同体の象徴的コアである「陛下」との拝謁によって高められた叙事詩的ナショナリズムの高揚がこの寄稿文の根底にある。司馬にあつても江藤にあつても明治以降の日本人のアイデンティティーの連続を形象化しようという意向がその歴史認識を支えてはいしなないか。

しかしながら、日本人のなかで、大岡昇平は戦争の文学的形象化のなかでこうした単眼的な視点を排除した数少ない作家であろう。『レイテ戦記』のあとがきのなかで、大岡はこう語っている。

この本の著者は昭和19年7月、第十四軍団補充の歩兵としてフィリピンに渡った。進駐したのは米軍がレイテ島の次に上陸したミンドロ島サンホセで、二十年一月二十五日山中で米軍に襲われ、俘虜となった。空路レイテ島に送られ、タナウアの収容所に入った。そこには多くの俘虜、主として第十六師団の兵士と西村艦隊の水兵がいた。レイテ島をめぐる海陸の戦闘の話聞き、その悲惨さに強い印象を受けた。⁷²⁾

大岡はこの俘虜期間中にレイテの地上戦での日本軍兵士の人肉食の話や関大尉による神風攻撃、大和のレイテ急襲を成功させるための囹艦隊であつた西村艦隊の壮絶な敗北などを聞き知つたのであろう。レイテの地上戦は太平洋戦争中最も損害の多かつた戦場の一つとなつていた。

しかし損害が多ければ、それだけ遺族も多いわけで、自分の父や兄や子が、どういうところで、どういうふうになつて死んだか知りたい人は、それだけ多いわけである。著者が昭和二十八年頃この本を書くことを思い立ったのには、旧職業軍人の怠慢と粉飾された物語に対する憤懣も含まれていた。⁷³⁾

大岡は1909年生まれで、小林秀雄の影響を受け、フランス語を学び始め、京都帝国大学文学部でスタンダールを専攻した。フィリピンへの徴兵は35歳の時であつた。彼は執筆にさいしては膨大な資料を読破していった。旧日本陸海軍の戦史のみならず、アメリカの公刊戦史や英語での文献をも広範囲に読破していた。

著者がこの本で実現しようとしたのは、いわゆる戦史ではない。レイテ島という限られた場所で演じられた一つの劇である。ここが日米両軍の決戦場に選ばれた結果、日本人、アメリカ人、フィリピン人が、取ら

ざるを得なかったさまざまな行動を、熱帯の空間の中に位置づけることであった。⁷⁴⁾

従って、大岡は徹底した資料と聞き取り、現地訪問によって、事実をもって真実を再現しようと腐心していた。

私はこれからレイテ島上の戦闘について、私が事実と判断したものを、出来るだけ詳しく書くつもりである。七五ミリ八砲の砲声と三八銃の響きを再現したいと思っている。それが戦って死んだ者の霊を慰める唯一のものだと思っている。それが私に出来る唯一のことだからである。⁷⁵⁾

大岡が『レイテ戦記』で描いたものは、明治以降常に犠牲とされてきた国民（＝末端の兵）が強要された恐怖と飢餓にさいなまれた無益な死、その死を招いた司令部の実態と日本の略奪の犠牲となったフィリピン人、そしてアメリカ軍との戦闘形態であった。

こうしてレイテ決戦終了後、大本営はフィリピン全域の現地司令官に降伏の自由を与えるべきであった、という平凡な結論に達する。そうすれば、ルソン、ミンダナオ、ピサヤでの日米両軍の無益な殺傷、山中の悲惨な餓死と人肉喰いは避けられたのであった。⁷⁶⁾

兵をして飢えしめないのは、無論軍の責任である。ところが、大本営が太平洋戦一帯で取った遷延作戦では、その責任を放棄していた。「永久抗戦し悠久の皇軍を扶翼し奉り、従容として、皇国の人柱たれ」と山下大将は訓示した。（・・・）硫黄島も沖縄もこの方針に従って、兵士に苦しい抵抗を課し、沖縄島民に集団自決を強いた。⁷⁷⁾

大岡はこの『レイテ戦記』を1967年から2年半かけて『中央公論』に連載した。掲載の時期は司馬の『坂の上の雲』と重なる。大岡はしかし、生存者の聞きとりを行い、残された手記や公刊された文献を精緻に解説し、日米の資料を対峙させ、複眼的な視点から叙述している。このとき大岡は『レイテ戦記』のエピローグでなぜ複眼的な叙述を必要としたかに答えるかのように、こう述べて脱稿した。

レイテ島の戦闘の歴史は、健忘症の日米国民に、他人の土地で儲けようとする時、どういう目に遇うかを示している。それだけではなく、どんな害をその土地に及ぼすものであるかも示している。その害が自分に撥ね返って来ることを示している。死者の証言は多面的である。レイテ島の土はその声を聞こうとする者には聞える声で、語り続けているのである。⁷⁸⁾（傍線筆者）

結び

ドイツの歴史家論争において歴史家のヒルグラーバーは『1944年から45年にかけての東

部の崩壊』という論文（『二つの没落——ドイツ帝国の粉碎とヨーロッパ・ユダヤ人社会の終焉』に掲載）において迫り来るソビエト軍の蛮行から東部ドイツ住民の生命を守ろうとした、東部戦線のドイツ兵の自己犠牲的戦闘行為を美化する一方、その東部戦線が守られている間、その西側で継続されていた絶滅収容所での殺戮を『ユダヤ人社会の終焉』と表現していたが、このような視座のとり方をハーバーマスやブルームリクから徹底的に糾弾された。

ハーバーマスはヒルグルーバーの二つの論文の最初のもの（原題：Zerschlagung des Deutschen Reiches）と後者（原題：Ende des europäischen Judentums）を比較してこう述べていた。

「粉碎」（Zerschlagung）は、攻撃的な敵を必要とするが、「終焉」（Ende）は、いわばひとりでに生じるというわけだ。一方では「全軍の壊滅は、個々人の犠牲的精神と」並べて記述されていたのに対して、他方では、特殊部隊の「駐留型の継続組織」（銃殺隊やSSのこと）が話題にされる。（中略）他方では、官僚的に凍りついた言葉使いがなされている。⁷⁹⁾

ここで、ハーバーマス達が批判したのは、歴史の「語り」の視座であった。

現在から振り返るパースペクティブには、直接その場、その時に居合わせた当事者達の選択的な認識に関係づけ、互いに比較考量し、あとから生まれたものの知識でもって補足することができるという解釈学的な利点がある。しかしながら、ヒルグルーバーは、このようなほとんど「正常な」と言いたくなるような視覚から歴史を記述しようとはしないのである。なぜなら、もしそうした場合には、「殲滅戦争のモラル」が不可避的に問題になるであろうから。⁸⁰⁾

ドイツ歴史家論争の争点はこのように過去への無反省な同化や感情移入によるアイデンティティー構築のために公共の場で歴史が使用されてもよいのか、という問いであった。吉田満や大岡の文学で追求されたのは、死者の胸中と彼らを死に向かわせた戦争への問いであったが、死者をイデオロギー的、政治的に利用することではなかった。靖国派が死者を政治的に利用することには吉田や大岡の描いた死者も憤りを感じるのではなかろうか。肝要なのは、靖国を政治利用することよりも、アジアで殺害され、拷問、陵辱を受けた犠牲者や「殉死」を強要された末端の兵の視点を歴史に加えることによって、20世紀の自国史をアジア史の一部として認識していくことではなかろうか。このことがなされない限り、日本は20世紀の15年間の戦争期間を歴史の真空地帯としたまま、ドイツは逆の意味における「歴史を持たざる国」として、その空隙を埋めるために不毛なナショナリズムの再生産を繰り返すか、それとも記憶の忘却の道を歩み続け、「記憶を持たぬ国民」に墮落してしまうであろう。歴史に倫理性が求められるのは、まさにそうした真空地帯の中に埋没させられた犠牲者たちの存在をわれわれの記憶の中に取り戻さねばならないからである。戦争の記録をナショナルな叙事詩として「金石の文字をもって刻む」ことではなく、犠牲者の存在を「心に刻むこと」こそが、彼らの尊厳を取り戻すため、現在のわれわれに課せられた歴史認識であると言えないだろうか。

参考文献

1. „LEHRPLAN GESCHICHTE Gymnasialer Bildungsgang Jahrgangsstufen 6 bis 13“, Hessisches Kultusministerium (<http://lernarchiv.bildung.hessen.de/archiv/lehrplaene/gymnasium/geschichte/LPGymGeschichte.pdf>)
2. „Bildungsplan für das Gymnasium für Baden-Württemberg“ (<http://www.ikg.rt.bw.schule.de/fh/lp/geschich.htm>)
3. Karl Jaspers, *Die Schuldfrage*, Lambert Schneider, Heidelberg 1946
4. Theodor W. Adorno, *Negative Dialektik*, Suhrkamp Verlag F/M 1966
5. Max Horkheimer/Theodor W. Adorno, *Dialektik der Aufklärung*, Fischer Verlag F/M 1988
6. Alexander und Margarete Mitscherlich, *Die Unfähigkeit zu trauern: Grundlagen kollektiven Verhaltens*, R. Piper & Co. Verlag, München 1967
7. „Gesellschaft-Staat-Geschichtsunterricht Beiträge zu einer Geschichte der Geschichtsdidaktik und des Geschichtsunterrichtes von 1500 bis 1980“, hrsg. v. Klaus Bergmann und Gerhard Schneider, Pädagogischer Verlag Schwann, Düsseldorf, 1982
8. Jürgen Habermas, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Suhrkamp Verlag F/M, (Vierte durchgesehene Auflage) 1987
9. „Historikerstreit — Die Dokumentation der Kontroverse um die Einzigartigkeiten der nationalsozialistischen Judenvernichtung“, Piper Verlag, München 1987
10. „Geschichtsbuch Oberstufe Band I/Von der Antike bis zum Ende des 19. Jahrhunderts Mit Methodenarbeitsteilen und Anregungen für thematische Längsschnitte“, hrsg. v. Prof. Dr. Hilke Günther-Armdt, Dr. Hirk Goffmann u. Prof. Borbert Zwölfer, 1995, Cornelsen Verlag, Berlin
11. Otto Dann, *Nation und Nationalismus in Deutschland 1770-1990*, C. H. Beck Verlag, München (dritte erweiterte Auflage) 1996
12. Richard von Weizsäcker, *Vier Zeiten*, Seidler Verlag, Berlin 1997
13. “Sharing the burden of the past — Legacies of war in Europe, America, and Asia —”, Edited by Andrew Horvat and Gebhard Hielscher, The Asian Foundation/Friedrich-Ebert-Stiftung, 2003, Japan
14. 臼井吉美監修『戦後文学論争』上下巻 番町書房 1972年
15. 大岡昇平『レイテ戦記』中央公論社 1972年 (同年再版のものを参照)
16. 吉田満『鎮魂戦艦大和』講談社 初版1974年 (本稿では1985年の第14刷を参照)
17. ユルゲン・ハーバーマス『コミュニケーション的行為の理論』(上) 1985年 初版 (2000年第10刷を参照。本稿では翻訳引用はこの版の翻訳に準拠した)
18. アーサー・C・ダント『物語としての歴史』河本英夫訳 国文社 1989年
19. 『東京裁判ハンドブック』青木書店 1989年 第1刷 (1999年第3冊を参照)
20. H. H. ブリュッヒャー『テオドア・ホイスにみるドイツ民主主義の源流』太陽出版 1990年
21. 吉田裕『日本人の戦争観 戦後史のなかの変容』岩波書店 1995年 第1刷 (2000年第8刷を参照)
22. 『心に刻む歴史ドイツと日本の戦後50年 — ワイツゼッカー前独大統領講演詳録』東京ブックレット 東京新聞社 1995年
23. J. ハーバーマス/E. ノルテ他著『過ぎ去ろうとしない過去 — ナチズムとドイツ歴史家論争 —』(本稿では『歴史家論争』と記す。) 三島憲一他訳 人文書院 1995年
24. 山口知三『廃墟をさまよう人々』人文書院 1996年
25. 野家啓一『物語の哲学 — 柳田國男と歴史の発見 —』岩波書店 1996年
26. カレル・ヴァン・ウォルフレン『なぜ日本人は日本を愛せないのか』毎日新聞 1998年3月 第1刷 (同年4月第3刷を参照)

27. カール・ヤスパース『戦争の罪を問う』橋本文夫訳 平凡社ライブラリー 1998年 ヤスパースの訳文引用に関しては本書を参考にした。
 28. リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー『ヴァイツゼッカー回想録』永井清彦訳 岩波 1998年
 29. 『岩波哲学・思想事典』1998年
 30. 小森陽一／高橋哲哉編『ナショナル・ヒストリーを超えて』東京大学出版会 1998年
 31. 高橋哲哉『戦後責任論』講談社 1999年
 32. 高橋哲哉『歴史／修正主義』岩波書店 2001年 第1刷（2003年第7刷を参照）
 33. 岡本智周『国民史の変貌』日本評論社 2001年
 34. 『新しい歴史教科書』市販本 西尾幹二他著 扶桑社 2001年
- 参考雑誌：『法律時報』日本評論社／『法と民主主義』日本民主法律家協会

注

- 1) 高橋哲哉『戦後責任』121-122頁
- 2) 吉田裕『日本人の戦争観 戦後史のなかの変容』82頁
- 3) 高橋哲哉 前掲書 157頁
- 4) 吉田裕 前掲書 232頁
- 5) 『新しい歴史教科書』冒頭6-7頁
- 6) 『岩波哲学・思想事典』の「解釈学的循環」の項目参照。
- 7) 『憲法と戦後責任—戦後50年・日本とドイツ—』法律時報 1995年5号11頁
- 8) 『ヴァイツゼッカー回想録』2頁
- 9) 『東京裁判ハンドブック』194-95頁参照。

ナチス犯罪のうち謀殺罪（Mord）と民族謀殺罪の時効延長，廃止については宮澤浩一の論文「ナチス犯罪の追求と西ドイツ刑事司法—特に，ナチス犯罪追求センターの活動とナチス犯罪者の外泊に関する許諾の問題を中心として—」（慶應義塾大学法学研究 第61巻 第2号 1988年 40-42頁）が詳しく論述している。

1965年の時点での時効の延長をめぐるドイツ連邦議会でも激しい論戦が行われた。そこでは、「法解釈」，「法治国家の基盤」をめぐる論争とともに「ナチスの犯罪とドイツ国民との連続性」をめぐる激しい議論がなされた。その詳細はドイツ連邦議会のホームページで詳しく知ることが出来る。
http://www.bundestag.de/info/parlhist/g1960_22.html

（この論戦の2年後の1967年には，精神科医ミッチャーリッヒ夫妻がドイツ人の健忘症と悲哀への鈍感さを徹底的に批判した著『悲しむことの不能』が出版される。）

- 10) ヤスパース『戦争の罪を問う』85頁
- 11) ヤスパース 同上書 186頁
- 12) 原文は下記の通りである。
(Es ist eine Gnade des Schicksals beim einzelnen Menschen, dass er vergessen kann. Wie könnten wir leben als einzelne, wenn all das, was an Leid, Enttäuschung und Trauer uns im Leben begegnet hat, immer gegenwärtig sein würde?)
- 13) 『テオドア・ホイスにみるドイツ民主主義の源流』90-91頁
- 14) 同上書 91頁
- 15) 同上書
- 16) 同上書 109-110頁

- 17) 『法と民主主義』1995 No.300 6頁
- 18) 『歴史家論争』202-203頁
- 19) 『心に刻む歴史』ドイツと日本の戦後50年 ワイツゼッカー前独大統領講演詳録(1995年第一刷) 東京ブックレット16, 20頁
- 20) 吉田裕『日本人の戦争観』121-122頁
- 21) 吉田 同上書 138頁
- 22) カレル・ヴァン・ウォルフレン 220頁
- 23) 同上書 230頁
- 24) <http://www.kokken.go.jp/public/gairaigo/Teian3/Words/accountability.gen.html>
- 25) 吉田 前掲書 169頁
- 26) http://www.tsukurukai.com/02_about_us/01_opinion.html
- 27) 『新しい歴史教科書』巻末「歴史を学んで」
- 28) 岡本智周『国民史の変貌 — 日米歴史教科書とグローバル時代のナショナリズム』131頁
- 29) 岡本 同上書 60頁
- 30) 高橋『戦後責任』159頁
- 31) „LEHRPLAN GESCHICHTE Gymnasialer Bildungsgang Jahrgangsstufen 6 bis 13“ <http://lernarchiv.bildung.hessen.de/archiv/lehrplaene/gymnasium/geschichte/LPGymGeschichte.pdf>の第一, 第二段落 以下「ヘッセン州歴史授業要領」と記す。
また, <http://lehrplan.digam.net/data/gymnasium/index.htm> も参照。
- 32) 同上 2頁
- 33) 同上 2頁
- 34) ハーバーマス『コミュニケーション的行為の理論』上 109頁
- 35) 同上 109頁
- 36) 「ヘッセン州歴史授業要領」2頁 第2段落
- 37) ハーバーマス『コミュニケーション的行為の理論』上 111頁
- 38) 「ヘッセン州歴史授業要領」4頁 第2段落
- 39) 「ヘッセン州歴史授業要領」4頁 第3段落
- 40) 「ヘッセン州歴史授業要領」2-3頁
- 41) 「ヘッセン州歴史授業要領」„So wird Geschichte als nie abgeschlossener Prozess der Auseinandersetzung um immer wieder offene, prinzipiell unentschiedene existentielle Fragen erkennbar.“ 5頁 第3段落
- 42) 「ヘッセン州歴史授業要領」5-6頁
<http://www.ikg.rt.bw.schule.de/fh/lp/geschich.htm> 1頁 5段落
- 43) バーデン州 „Bildungsplan für das Gymnasium für Baden-Württemberg“
<http://www.ikg.rt.bw.schule.de/fh/lp/geschich.htm>
- 44) 『歴史家論争』129頁
- 45) “Sharing the burden of the past” S.14
- 46) 「学習指導要領」 http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/990301.htm
- 47) „Geschichtsbuch Oberstufe Band 1“ Cornelsen Verlag, S.8-11
- 48) 同上書 7頁
- 49) 野家啓一『物語の哲学』19頁
- 50) 野家 同上書 161頁
- 51) 『物語としての歴史』

- 52) 『戦後文学論争』下巻 345頁
- 53) 吉田満『鎮魂戦艦大和』427頁
- 54) 同上書 433頁
- 55) 同上書 326頁
- 56) 同上書 77頁
- 57) 吉田裕 前掲書 119頁
- 58) 吉田裕 前掲書 191頁
- 59) 山口知三『廢墟をさまよう人々』9頁
- 60) マンのこの手紙は „Warum ich nicht zurückkehre“ というタイトルで „Augsburger Anzeiger“ 新聞の1945年10月12日号に抜粋が掲載された。引用箇所を記しておく。
„Es mag Aberglaube sein, aber in meinen Augen sind Bücher, die von 1933 bis 1945 in Deutschland überhaupt gedruckt werden konnten, weniger als wertlos und nicht gut in die Hand zu nehmen. Ein Geruch von Blut und Schande haftet ihnen an. Sie sollten alle eingestampft werden. Es war nicht erlaubt, es war unmöglich, ›Kultur‹ zu machen in Deutschland, während rings um einen herum das geschah, wovon wir wissen ...“
尚, モーローとマンの書簡は „Die grosse Kontroverse Ein Briefwechsel um Deutschland“ hrsg.v. J.F.G. Grosser, Nagel Verlag Hamburg, Genf, Paris 1963に収められている。引用箇所はその31頁。
- 61) マンの知人宛書簡 1945年10月15日 (Gerard W. Speyer宛: 出典はDie Briefe Thomas Manns/Regesten und Register Bd. III, Die Briefe von 1944 bis 1950, bearbeitet und hrsg. unter Mitarbeit von Yvones Schmidlin (Thomas Mann-Archiv Zürich) von Haus Bürgin und Hans-Otto Mayer, S. Fischer F/M 1982)
- 62) 山口 前掲書 47頁
- 63) Adorno „Negative Dialektik“ S.355
- 64) Alexander und Margarete Mitscherlich, *Die Unfähigkeit zu trauern: Grundlagen kollektiven Verhaltens*, S.26
- 65) 高橋『戦後責任論』150頁
- 66) Alexander und Margarete Mitscherlich, ibd., S.24
- 67) 吉田満 前掲書 1-4頁
- 68) 司馬遼太郎『坂の上の雲』文芸春秋 2004年 第15刷 新装版全8巻 第3巻 173頁
- 69) 司馬 同上書 2巻 28頁
- 70) 司馬 同上書 5巻 42頁
- 71) 『ナショナル・ヒストリーを超えて』8頁
- 72) 大岡昇平『レイテ戦記』第3巻 223頁
- 73) 大岡 同上書 3巻 223頁
- 74) 大岡 同上書 3巻 224頁
- 75) 大岡 同上書 1巻 43頁
- 76) 大岡 同上書 3巻 165頁
- 77) 大岡 同上書 3巻 164頁
- 78) 大岡 同上書 3巻 183頁
- 79) 『歴史家論争』56頁
- 80) 同上書 53頁